

令和2年度

島本町教育委員会の点検・評価

結果報告書

令和3年8月

島本町教育委員会

目 次

島本町教育委員会の点検・評価について	1
I 知・徳・体の調和と生きる力の育成	3
【1】小中一貫教育の推進及び保幼小連携の推進	3
【2】確かな学力の育成	5
【3】英語教育の推進	9
【4】豊かな人間性の育成	11
【5】健康教育・保育の充実と体力づくりの推進	14
【6】進路指導の充実	17
【7】支援教育・保育の充実	19
II 信頼される学校・幼稚園・保育所づくり	22
【1】地域に根付いた学校・幼稚園・保育所の運営体制の推進	22
【2】安全・安心な学校・幼稚園・保育所づくり	26
【3】教職員の資質向上とサービスの徹底	28
【4】快適な教育・保育環境の整備	31
III 生涯学習の推進	33
【1】青少年健全育成の推進	33
【2】文化財保護の推進	36
【3】生涯学習活動の推進	40
【4】図書館サービスの推進	42
【5】スポーツ活動の推進	45

島本町教育委員会の点検・評価について

1 趣旨

効果的な教育行政を推進し、住民への説明責任を果たすため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うもの。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第26条

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（中略）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の方法

(1) 基本的事項

前年度の「島本町教育・保育重点目標」に対する進捗状況を点検・評価する。

(2) 点検・評価項目について

教育・保育重点目標における【目標項目】を「点検・評価項目」として設定し、項目ごとに「点検・評価シート」を作成する。

評価を行うに当たっては、各【目標項目】における【重点課題】の項目ごとに、前年度の取組状況を点検の上、「点検・評価項目」全体における総合評価を行う。

(3) 学識経験者の知見活用

点検・評価の実施に当たっては、「点検・評価協力者」として学校教育関係、生涯学習関係の学識経験者各1人から助言を受けた。

●学校教育関係協力者

ふりがな	みむら かんいち
氏 名	三 村 寛 一
所属・職名	大阪成蹊大学 教育学部 教育学科 教授

●生涯学習関係協力者

ふりがな	いわさき れい
氏 名	岩 崎 れ い
所属・職名	京都ノートルダム女子大学 国際言語文化学部 国際日本文化学科 教授

3 学識経験者からの意見（報告書全体に係る主なもの）

- 保幼小中一貫教育のモデルの完成に向けて、保護者や地域住民を含めた活発な意見を集約しながら取組をしていく必要がある。
- 町独自に早くから取り組んできた英語教育や読書習慣を継続しながら、児童・生徒の個に応じた指導を一層充実し、特に学力の低い児童・生徒については、保護者・地域との連携を踏まえた家庭学習や自学自習の取組をしていく必要がある。

- 英語教育の推進について、海外の学校との交流や保幼小の教職員等の英語教育能力のレベルアップに向けた取組に努める必要がある。
- いじめや不登校の問題について、スマートフォンやインターネットが普及している面にも留意する必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症のまん延を要因とした子どもの体力低下を防ぐ必要があり、引き続き、子どもの健康・安全について教育や対策を講じる必要がある。
- 中学生の禁煙、飲酒、薬物乱用防止及び性教育等について、適切に教育し、指導する必要がある。
- 不登校生徒や支援が必要な生徒の進路指導について、本人及び保護者の意見を聞きながら、できるだけ丁寧な支援を行う必要がある。
- 全ての児童・生徒、教職員及び保護者に対して、支援教育の理解と啓発を推進し、インクルーシブ教育の取組を適切に進める必要がある。
- 安全・安心な学校・幼稚園・保育所づくりとして、定期的な避難訓練や安全ボランティアによる登下校の安全確保を実施しているが、事件・事故はいつ発生するか分からないことから、学校教育の中にも、随時、防災教育や訓練を導入する必要がある。
- 教職員の働き方改革として、課外活動や土日出勤等による長時間勤務等も問題視されている現状から、適切に検討する必要がある。
- 児童・生徒の読書の促進及び学校図書館授業における利用を進めるためには環境整備が不可欠であり、今後はどのような環境づくりをするのか、それに向けて整備をするのか、目標設定することが必要である。
- 学校図書館として学校教育に寄与するためには、学校図書館での貸出数だけでなく、授業での利用状況や児童・生徒が自身の探究学習のために利用する回数なども指標とすることが必要である。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、図書館においても、様々な制限がかかる中でも可能なサービスに努めることが必要である。

4 点検・評価結果

別紙「点検・評価シート」のとおり。

5 点検・評価に関する今後の取組

- 今回の点検・評価結果及び学識経験者からの意見を踏まえ、今後、教育委員会として次のとおり取り組んでいく。
- 今後も継続して、総合教育会議において、課題となっている諸施策を中心に町長と積極的に意見交換及び協議を行う。
 - 点検・評価結果を分析し、今後の教育・保育重点目標及び諸施策に反映させるとともに、継続して課題となっている事業等については、早期に課題解決できるよう、従来の方法だけでなく、新しい方法を検討し、迅速かつ計画的に取組を推進する。
 - 町の教育を取り巻く諸課題について、教育委員会の附属機関や関係団体、町の関係機関等と連携を密にしながら、解決に取り組む。

点検・評価シート

I 知・徳・体の調和と生きる力の育成

【1】小中一貫教育の推進及び保幼小連携の推進

令和2年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 就学前及び義務教育を通じて育てる「島本のめざす子ども像」の共有・具現に努める。
- (2) 幼稚園・保育所及び異なる校種間等での子どもの交流機会をより充実する。
- (3) 小中学校においては、相互の授業参観及び合同研究授業・全体研修会等を通して、授業改善に努め、両校種の教職員が協力して、小中一貫教育の推進に係る指導方法の工夫・改善を図る。
- (4) すべての教科において「主体的・対話的で深い学び」を推進していくために、児童生徒のコミュニケーション力を育成し、一人一人が自分らしさを発揮できる学級づくり、集団づくりに努めること。
- (5) 保幼小においては、幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえ、保幼と小との円滑な接続が進むよう、アプローチカリキュラム※・スタートカリキュラム※の実施に努める。また、保幼小連携については、合同研修会や保幼小交流活動等を実施し、引き続き教育課程、保育課程の相互理解に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 全町的な学校・幼稚園・保育所間連携の推進に当たっては、各種協議会（「島本町小中一貫教育推進協議会」、「島本町保幼小連携推進協議会」、「子育て支援相談機関連絡会」等）を中心に組織的な展開に努めること。
また、学校の立地を生かした施設併設型の一貫教育（第二中学校ブロック：二小・二中）や連携型一貫教育（第一中学校ブロック：一幼・一小・三小・四小・一中）において、府のスクールエンパワーメント※推進事業（確かな学びを育くむ学校づくり）や、加配教員（指導方法の工夫改善定数、児童生徒支援加配教員等）を活用しながら、特色ある取組を推進すること。
- (2) 教科研究に際しては、新教育課程の内容を踏まえたカリキュラム検討を行い、学識研究者等の助言も受けながら、小中教職員が協働して進めること。
- (3) 生徒指導や学習指導等における異なる校種間の連携に際しては、個人情報保護等の観点を十分に踏まえること。
- (4) 児童・生徒のコミュニケーション力の育成に向け、小・中学校の各学級・各教科において、その土台となる対話のある授業及び誰もが認め合える集団づくりに努めること。
- (5) 就学前の幼児が、円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするためのアプローチカリキュラムと、幼児期からの学びと育ちを大切にスタートカリキュラムを実施し、幼児期の遊びを通した学びから教科学習を通した学びへ円滑な接続に努めること。

点検・評価内容

令和2年度の取組状況

- (1) 小中一貫教育推進に係る教科研究会（10教科：国語、社会、算数・数学、理科、音楽、図工・美術、保健体育、技術・家庭、外国語、生活科）を定期的開催するとともに、「島本版一貫教育カリキュラム」の実施・検証を行った。新型コロナウイルス感染症対策のため、小中合同授業研究会等は中止とした。
- (2) 就学前教育研究会において、幼稚園と保育所との交流（子ども同士、教職員同士）を行うことにより、就学前教育の充実を図った。また、「島本町幼稚園教育課程」について協議した。
- (3) 「つなぎングスクール」（中学校体験事業）は、中学校が作成したDVDを視聴することにより実施した。

- (4) 学識研究者の指導も受けながら、保育所（園）又は幼稚園から小学校への円滑な接続を目的に、スタートカリキュラム実施の理解を深めた。

【令和2年度における小中一貫教育推進に係る主な取組】

- 小中一貫教育推進協議会事務局会議 月例で開催
- 町教育研究会との連携による10教科カリキュラム研究会の開催（定例）

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、中止とした取組

- ・ 全体研修会：夏季教育セミナー全体会、小中合同授業研究会
- ・ 小学校6年生が中学校での授業及び部活動を体験等
- ・ 小学校6年生が中学校の文化祭を見学
- ・ 中学校陸上部が小学校運動会に参加（リレー）

評 価

- ① 一貫教育カリキュラムの研究が、10教科（国語、社会、算数・数学、理科、音楽、図工・美術、保健体育、技術・家庭、外国語、生活科）で展開され、小中学校教職員が協働して教科研究を進めることにより、小中学校9年間の学習内容の関連性について理解を深めることができた。
- ② 小学生が中学校を体験する事業（部活動体験・文化祭見学）や、中学校の授業を体験する「つなぎングスクール」を新型コロナウイルス感染症対策のため中止や取組内容の変更をし、実施した。中学校が作成したDVDを小学生が視聴することで、中学校への円滑な接続や期待感の高揚といった取組を実施することができた。
- ③ 特色ある小中一貫教育の推進を掲げ、学力・生徒指導・人権等の取組交流を行い、小中教職員の連携強化につながった。
- ④ 島本町保幼小連携推進協議会が活発に開催され、幼児の生活、発達及び学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実と、小学校教育への円滑な移行を図る取組が充実された。特に支援教育の視点からの円滑な引継ぎについて、共通理解が図れた。

今後の課題

- ① 学校・幼稚園・保育所（園）間連携の推進に当たっては、各種協議会（「島本町小中一貫教育推進協議会」、「島本町保幼小連携推進協議会」等）を中心に組織的に展開していく。また、家庭・地域と「つながり」を持つ小中一貫教育を推進する必要がある。
町全体での小中一貫教育の推進と同時に、これまでの取組実践の継承と新たな展開に向けて、中学校ブロックごと（第一中学校ブロック：二保・一幼・一小・三小・四小・一中、第二中学校ブロック：四保・二小・二中）における、特色ある連携・一貫教育の取組を推進していく。
- ② 作成された小中一貫教育カリキュラムの実施・検証に当たっては、学識経験者の指導・助言を仰ぎながら、新学習指導要領の実施に伴い、より実効性のあるカリキュラムへと改良を重ねていく必要がある。また、授業研究の成果の積極的な発信・普及に努め、授業改善や教職員の指導力向上等、取組の全体化を図る必要がある。
保幼小連携推進に関わっては、これまでの教職員による相互理解に加え、府が認定した幼児教育アドバイザーを活用し、園内研修等の活性化を図る。また、幼稚園教育要領で示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した幼児教育を推進していく。

【２】確かな学力の育成**令和２年度教育・保育重点目標の内容****【重点目標】**

- (1) 小学校における教育課程の編成に当たっては、カリキュラム・マネジメント※の実現を図り、時数管理等も含め確実に実施するよう努める。中学校においては、カリキュラム・マネジメントの実現を図るとともに、次期教育課程への移行期間であることを十分に踏まえ、全面実施に向けた移行措置の趣旨や内容等を理解し、時数管理等も含め確実に実施するよう努める。
- (2) 各学校における教育計画の策定に当たっては、全国学力・学習状況調査、大阪府チャレンジテストや力だめしプリント等を有効に活用し、児童・生徒の学習状況を詳細に把握し、各学校の実情を踏まえた具体的な教育目標や各教科等の目標を設定し、取組を進めることで、PDCAサイクルを機能させる。
- (3) 学習評価を行うに当たっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、学習指導のあり方を見直すとともに、学校における教育活動の組織的な改善に結びつける。
また、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）等を通じて、その成果と課題を明確にしながら取組を進め、改善を図るよう努める。
- (4) 加配教員を有効に活用し、習熟度別指導を含めた少人数指導の工夫による個に応じた指導を推進する。特に、授業評価を通じた授業改善のシステムづくりを進めるとともに、学力が低位置にある児童・生徒に対する指導方法等の工夫改善に努める。その際、学校支援「ゆめ本部」とも連携し、放課後学習の充実を図るとともに、家庭とも連携することで放課後学習や家庭学習、さらには家庭での読書活動の充実を推進する。また、ICT機器を積極的に活用し、情報を一方的に伝えるのではなく、児童・生徒からの回答や作品等をシェアするよう努める。また、少人数指導の優れた実践、効果的な実践事例を提示する等、授業改善につながる教職員研修を行う。
- (5) 落ち着いた学習環境の醸成に向け、各学校の学習スタンダードやユニバーサルデザインによる取組を推進し、児童会・生徒会活動とも連動しながら、学校全体で学習規律の確立に努める。また、全教職員が、正しい子ども理解と児童・生徒との信頼関係に基づく、一致協力した指導体制を築くことで、組織的に対応し、学びに向かう環境づくりの充実に努める。
- (6) 児童・生徒が主体的に取り組む共同的な活動や自己存在感や充実感を感じられる取組を推進する。児童・生徒の読解リテラシーの育成を目的に、「読むこと」、「書くこと」等の言語活動を重視し、主体的・対話的で深い学びによる学習形態を意識した授業づくりを全教科において進める。そのために、授業者と学校司書が連携を密にし、教材研究を共同で行う等、学校図書館を有効に活用する授業のあり方についても研究を進める。
- (7) 小中学校においては、学校図書館や町立図書館を積極的に活用し、読書が好きな児童・生徒の増加に努める。また、朝読書や全校一斉読書等の読書活動について積極的に取り組み、読書習慣を身に付けられるように努めるとともに、学校・家庭・地域の連携による読書環境づくりを進める。
- (8) GIGAスクール構想により、ICT環境の整備が進むにともない、小中学校においては、日常的にICTを活用できる体制を整えるとともに、積極的に活用できる教員を核とし、校内において先行的にモデル授業等の取組を実施し、学校全体の研修を行う。デジタル教材等の活用に向けて、随時研究を進める。
また、授業の中での活用に留まらず、家庭学習においても活用していくよう努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 児童・生徒の習熟の程度に応じた指導を推進し、学校全体で指導形態や指導体制を工夫し、個に応じた指導を一層充実させること。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うよう指導すること。

- (2) 学校支援「ゆめ本部」の支援と協力を得ながら、学校と保護者・地域の協働・連携によって、児童・生徒に対し自学自習力の育成を図ること。
- (3) 学年ごとの到達目標や評価規準を明確にし、学習状況の詳細な把握に努めるとともに、保護者等にわかりやすい学習評価及び評価基準の説明を行うこと。
また、学習評価については、府が作成した『参考資料』を基に、各学校における適切な評価規準の作成や学習評価に関わる研修等の取組を進めること。
- (4) 「言葉の力」について、すべての教科・領域において、発達段階に応じた系統的な指導を行うこと。
- (5) 大阪府チャレンジテスト（中学校全学年対象）及び全国学力・学習状況調査（小学校第6学年・中学校第3学年対象）の結果分析から本町の児童・生徒の学力等の実態把握を行い、成果と課題を明確にしながら取組を進め、改善を図るPDCAサイクルを確実に機能させること。特に、小学校では、スクールエンパワーメント推進事業（確かな学び推進校）においては、学年末に大阪府が提供する「力だめしプリント」も活用し、授業改善に努めること。さらに、令和3年度からの大阪府小学生力だめしテストに向け、各校での取組を進めること。
- (6) ICT機器を1日に1～2コマ、授業展開に応じて必要なときに活用できるよう、積極的活用が可能な教員を中心に、取組を推進すること。

点検・評価内容

令和2年度の取組状況

- (1) 学力担当者会議を定例で実施し、各学校の新学習指導要領の実施に伴う取組の交流、各学力テストに対する分析と対策の交流などを行った。
- (2) 「学校教育自己診断」について、ホームページで全体の結果概要を公表するとともに、各学校において、結果についての分析評価を基に、課題解決を意識した教育活動を行った。

【学校教育自己診断による授業についての意識調査結果】

肯定的回答（「よくあてはまる」及び「ややあてはまる」）の割合（％）

校種・質問事項		年度	R1	R2
小学校	「授業はわかりやすい」		83.7	88.1
中学校	「先生は学習に興味や関心を持たせる指導をしている」		77.2	78.4

- (3) 児童・生徒の実態に応じて習熟度別、少人数、課題別等様々な形態の授業を工夫した。
各学校の学力向上へ向けた取組等については、町学力担当者会の中で情報共有し、見識を深めた。
- (4) 子どもたちの言語活用能力育成を目途に、教育研究会国語部会を中心に研究を進めた。
また、教育委員会として子どもたちの言語力及びコミュニケーション能力を育成するため、国語科のみならず各教科、全教育活動で担当者が意識して取り組む必要があることを、様々な研修において言及した。
- (5) 各学校において、朝の読書活動の推進や図書館の環境及び蔵書の整備、読書週間における様々な活動及び読書指導を意識した授業の展開等を行った。また、町独自で、学校図書館専任職員を各学校に1人ずつ継続して配置した。

【学校教育自己診断による読書習慣及び学校図書館利用についての意識調査結果】

肯定的回答（「よくあてはまる」及び「ややあてはまる」）の割合（％）

校種・質問事項		年度	R1	R2
小学校	「読書をよくする（マンガ以外の）」		66.0	65.8
中学校	「この学校では、朝読書など、読書活動に積極的に取り組んでいる」		78.0	84.7

【島本町立学校図書館の貸出数】

校種・質問事項		年度	R1	R2
小学校	児童貸出総数(冊)		132,656	156,432
	児童総数(人)		1,864	1,935
	一人当たりの貸出冊数(冊)		71	81
中学校	生徒貸出総数(冊)		14,378	12,830
	生徒総数(人)		756	788
	一人当たりの貸出冊数(冊)		19	16

- (6) 臨時休業期間中には、プリントやオンライン上の教材等を活用し、児童・生徒の学習保障を行った。また、長期休業の短縮や7時間授業、土曜授業を実施し、授業時数の確保に努めた。

I C T機器の活用方法について、配備されているタブレット等を活用し、教材の提示や話し合いなど、協働学習の方法について、研究を行った。

- (7) G I G Aスクール構想の実現に向けて、教員がI C T機器を授業で活用できるように研修を実施し、モデル校において、タブレットを活用した研究授業を実施した。

評 価

- ① 小学校では新学習指導要領が実施され、各小学校の取組などを交流することで新学習指導要領の内容を深められた。
- ② 特に中学校においては、中学生チャレンジテスト（3年生は中止）の結果を活用した府内統一ルールによる評価活動が展開され、一定の指標としての活用ができた。
- ③ 少人数授業・習熟度別授業により、きめ細かい指導をすることで、児童・生徒一人一人の学力を的確に把握し、個に応じた指導を展開することができた。
- ④ 落ち着いた学習環境の醸成に向けて、教職員の共通した認識の上での取組が図られ、学校組織としての機能が高まった学校も見られた。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症対策のため、年度当初の予定どおりに研修等を実施することは困難であったが、学力向上に係る研修会や相互授業参観等を通して、「言語活動」や「コミュニケーション力」の育成に資する授業改善を行った。
- ⑥ 小中学校に各1人の学校図書館専任職員の継続配置により、図書館運営の改善・向上が図られ、児童・生徒による図書館の利活用が一層促進された。

今後の課題

- ① 学校全体で指導形態や指導体制を工夫し、個に応じた指導を一層充実するようにする。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行う。
- ② 児童・生徒の学習評価について、信頼性と妥当性の高いものにするためには、検証作業は必須であり、学校全体で進めるべきものである。ただし、学習評価の検証は、指導と評価の一体化を意識したものでなくてはならない。
- ③ 低位層にある児童・生徒の学力向上を目指して、習熟度別指導・少人数指導や放課後学習等の補習の活用等、具体的方策が成果となって表れるよう保護者・地域との連携も踏まえた家庭学習や自学自習の取組を一層進めていくことが必要である。また、G I G Aスクール構想により配備されたI C T機器を活用し、「個別最適化された学び」、「協働的な学び」を実現していく必要がある。
- ④ 児童・生徒理解に基づいて組織的な対応を行うとともに、全ての児童・生徒の成長を促す指導を推進していく。
- ⑤ 全ての教科で発達段階に応じた系統的な指導を行うようにする。その際、府教育委員会が提供している「ことばのちから」等の学習教材も積極的に活用していく。
- ⑥ 読書習慣を身に付けることは、学力向上とも深く関わっている。学校は、読書習慣を形成していく上で、大きな役割を担っていることから、学校全体での組織的な取組を続

けていく必要があると考える。読書力を育てる授業づくり（授業に学校図書館、町立図書館との連携を組み込む等）に継続して取り組むとともに、家庭と連携した幼児期からの読み聞かせ等、より多くの幼児・児童・生徒が本に親しむ機会を増やし、環境づくり（朝読書の推進、図書館ボランティアの活用、お話し会等）や方法論の研究を継続して進めていかなければならない。

【3】英語教育の推進**令和2年度教育・保育重点目標の内容****【重点目標】**

- (1) 就学前（保育所5歳児・幼稚園）では、定期的に外国人講師による体験的・活動的な英語活動・多文化理解教育を実施する。
- (2) 小学校1、2年生、及び中学校においては「教育課程特例校制度」を活用し、継続的・系統的な英語教育の充実に努める。
- (3) 小中学校においては、相互の授業参観及び研究授業・学識研究者を招聘した全体研修会等を通して、授業改善に努める。
- (4) 授業アンケートや英語能力判定テストを活用し、児童生徒の学習成果や課題を客観的に検証する。
- (5) 「実用英語技能検定受験料補助制度（3級以上の受験者）」の周知・活用を進める。
- (6) 英語による海外の学校、児童・生徒とのスカイプ等を活用した交流を実施するなどして、コミュニケーションのツールとしての「英語」を体感させるとともに、社会科や総合学習等との教科横断的な取組によっても国際感覚の醸成に努める。
- (7) 中学校においては、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、原則、英語で行うことを基本とする。（オールイングリッシュの授業の推進）

【本年度の指示事項】

- (1) 外国人講師の活用にあたっては、法令を順守し、適正な活用に努めること。
- (2) 各学校においては、英語教育推進教師の位置づけと校内研究推進委員会等を設置し、組織的な推進に努めること。また、適宜、学識研究者から指導助言を受けること。
- (3) 英語教育の取組や成果を保護者・地域へ、情報発信を行うこと。特に、小中学校においては、特別の教育課程を編成していることについて、保護者に周知すること。
- (4) 小学校3年生から6年生においては、新学習指導要領を踏まえ、加配教員や中学校専科指導教員を十分に活用すること。また、適切な評価を行えるように努めること。
- (5) 長期休業中等を活用して、イングリッシュキャンプや研修を行えるよう努めること。
- (6) 姉妹都市等の海外の学校や、訪日外国人との交流を模索・促進すること。
- (7) 中学校英語科の授業について、オールイングリッシュを基本とし、生徒の発話量を増やし、生徒が英語にふれる機会を充実させるよう努めること。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いるようにすること。

点検・評価内容**令和2年度の取組状況**

- (1) 外国人講師（ALT）を各園所に派遣し、就学前においては、体験的・活動的な英語教育を、2週間～1週間当たり1回程度で、年間を通じて実施した。
- (2) 小中学校においては、文部科学省教育課程特例校制度を活用し、国が示す標準授業時数を大幅に拡充し、英語教育の充実に目指した。また、小学校には、中学校の英語科教員を派遣し、高学年を担当とともに指導した。
- (3) 事業成果の検証のため、小学校（4～6年生）には授業アンケートを実施した。また、中学校では、英語能力判定テスト（英検I B A）を活用し、全生徒の英語力を測り、分析した。

【生徒（中学3年生）の英語力の状況（％）】「英語教育実施状況調査」（文部科学省）より

		R1	R2
3級以上＋相当以上	島本町	71.5	65.2
	全国	44.0	—
3級以上	島本町	43.5	39.4
	全国	25.1	—

※ 「3級以上」は、実際に実用英語検定3級以上の認定を受けている生徒の割合を指し、

「相当以上」は、認定を受けていなくとも、学校での学習状況により「見込み」で計上した生徒を含んだ割合を指す。

※ 文部科学省「英語教育実施状況調査」について令和２年度は中止

【児童の意識（小学４年生～６年生）（％）】（「英語教育に関するアンケート」（島本町）より）

質問項目	肯定的回答の割合	
	R1	R2
(1) 英語の勉強は好きだ。	78.9	74.8
(2) 外国語活動の授業の内容はよく分かる。	83.3	88.1
(3) 外国語活動の授業で学習したことは、社会に出たときに役に立つと思う。	87.6	90.1

- (4) 中学生の英検３級以上の受験者に、検定料の一部を補助した。
- (5) インターネット回線（スカイプ、ＺＯＯＭ）でインドネシア、マレーシアの学校と交流した。

評 価

- ① 幼児らは、外国人講師に対し臆せず接しており、また、外国語活動を楽しむ場面が見られた。
- ② 教育課程特例校制度による取組が５年目となり、増授業時数の教育課程を活用した英語教育の取組が定着し、児童・生徒の英語力の向上につながっている。
- ③ 生徒の英語力について、各種学力調査結果から、府・全国平均を上回る結果が出ている。中学校３年卒業時の英語力３級相当取得率も高い値を継続し、成果がみられる。

今後の課題

- ① 児童の意識や生徒の英語力の把握・検証から、授業・指導改善につなげるサイクルを構築する必要がある。
- ② 特に小学校教員に対して、指導力とともに英語力を高める取組を推進する必要がある。中学校教員においては、英語の発話率の高い授業を展開していく必要が求められる。
- ③ 話す力が「やり取り」と「発表」に分かれ、話す力の育成がより必要である。

【４】豊かな人間性の育成

令和２年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 情報（メディア）リテラシー※（情報を自ら取捨選択し、活用する能力）教育の推進
児童・生徒にとって最も身近なインターネット端末によるいじめや差別事象が増加しており、各学年の発達段階に応じて、情報モラル教育を実施し、よりよい人間関係の育成に努める。
- (2) 児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進するとともに、多様な体験活動等の充実を図ること。また、人間尊重の精神や生命及び自然を尊重する精神、自らを律し他人を思いやる心、規範意識、公共の精神、社会の形成に参画する態度などを養う取組を進めるよう指導する。
また、保幼小連携の観点から、幼児教育・保育段階の道徳性の芽生えを視野に入れながら、「系統性のある学び」について研究を進める。
- (3) 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障害者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ等に係る人権問題を始め、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進する。また、担当者を明確にするなど、校内推進体制をより一層充実させるとともに、人権尊重の理念を学校運営に反映させるよう努める。
児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。とりわけ、いじめは重大な人権侵害であり、いじめを許さない意識やいじめをなくす実践力を育むよう指導する。
- (4) いじめ・暴力行為等の問題行動に対して、学校のみならず家庭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、府のスクールロイヤー等の専門人材を活用し、校内の生徒指導体制の充実を図り、関係機関が一体となってチームによる取組を推進する。
- (5) 「島本町いじめ等防止基本方針」を踏まえ、いじめの防止等に取り組むこと。学校において、すべての児童・生徒の信頼関係を育む取組が推進されているか点検するよう努める。また、日頃より、いじめの早期発見や対処の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深めておくよう指導する。
- (6) すべての児童・生徒にとって安心して学べる教室をつくり、子どもどうしのつながりを育めるよう、授業・行事・課外活動において、自己肯定感や自己有用感を高めることのできる学校・学級づくりの推進を図る。
- (7) 子どもへの虐待防止に関しては、教職員一人一人が虐待を発見しやすい立場であることを自覚し、児童虐待の認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、早期発見・早期対応に努め、関係機関との連携に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 情報発信による他者への影響、ネットワーク上のルールやマナー、情報には自他の権利があること、情報には誤ったものや危険なものがあること、健康を害するようなネット依存に陥る可能性があること等、自らの行動について考えさせる学習を実施すること。
- (2) 道徳科の授業においては、他者との対話の中で、多様な価値観にふれながら、自ら考え、より良い方向をめざす資質・能力を育むよう指導すること。
「こころの再生」府民運動の趣旨に則した心の育成について、道徳の授業公開や「あいさつ運動」の推進等、家庭や地域の人々の理解と協力も得ながら、子どもたちの道徳性の育成に向けて、学校と家庭・地域社会が一体となった取組を推進すること。
- (3) すべての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つけ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。その際、教職経験年数の少ない教職員が人権教育の成果を継承できるよう努めること。
- (4) いじめの早期発見については、日常より子ども理解に努めるとともに、子どもの不安が多様な悩みをしっかりと受け止められるよう指導すること。また、教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に当該いじめに係る情報を

報告し、組織的な対応につなげるよう指導すること。その際、被害児童・生徒の心情に寄り添った対応に努めるよう指導すること。

- (5) 不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することをめざせるよう、島本町適応指導教室や民間の団体等との連携を含め、実状に応じた適切な支援が行われるよう指導すること。

- (6) 子どもへの虐待の防止に当たっては、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成25年改正）の趣旨を踏まえ、「虐待を発見した場合」や確証がなくても「疑いのある場合」には、校長・園長・所長を窓口として子ども家庭センター、教育委員会、要保護児童対策地域協議会などに速やかに相談や通告を行い、学校・幼稚園・保育所等として組織的に対応するとともに各関係機関と継続的な連携を図ること。

特に、早期発見の観点から、欠席が継続している子どもに対して、定期的な安全確認を行うこと。

- (7) 児童・生徒の問題行動については、対応の遅れによって深刻な事態を招くことがないように、組織的かつ適切な初期対応を行うこと。

全教職員が、児童・生徒との信頼関係に基づく生徒指導を行うよう、日頃から一人一人の思いや気持ちを敏感に受け止める中で、共感的理解に努めること。

- (8) 登下校時における携帯電話等の所持については、「携帯電話等の取扱いに関するガイドライン」をもとに、各校での運用に則し、児童・生徒、保護者・地域へ周知するとともに、その取扱いについては保護者との連携を図り、教育活動に支障が出ないように努めること。

また、情報モラルの観点から、児童・生徒、保護者に対し、携帯電話やインターネット等を使用する際の有用性と危険性を考える指導や講習会等を実施すること。

点検・評価内容

令和2年度の取組状況

- (1) 公共の精神や地域の環境保全に貢献する態度を培うために、あいさつ運動の参加を呼び掛けた。
- (2) 島本町人権教育研究協議会や島本町教育研究会等と連携しながら、教職員の人権教育の実践力を高めるための研修を実施した。また、町内の教育活動に係る実践内容を研究冊子「しまもとの教育」にまとめ、各校に配布することで具体的な実践例の共有を図った。
- (3) 各小中学校のいじめ対応組織の見直し及び事案への対応手順の徹底を図るために、いじめ防止策基本方針の改訂を行った。教育委員会の附属機関「島本町いじめ等対策委員会」を2回開催し、いじめ防止の有効な対策等を検討した。また、町のいじめ・不登校（虐待）対策連絡会（年間3回）を開催し、いじめ事象が生起したときの学校組織の具体的な対応手順について協議した。今後、いじめを予防する包括的取組を推進していくとともに、教職員のいじめ対応の意識向上に向けた研修を定期的の実施していく。

【小・中学校におけるいじめの認知件数(件)及び千人率(人)】

年度			R1	R2
校種				
小学校	島本町	件数	19	11
		千人率	10.1	5.7
	大阪府	千人率	86.9	—
	全国	千人率	76.4	—
中学校	島本町	件数	5	2
		千人率	6.6	2.5
	大阪府	千人率	28.1	—
	全国	千人率	34.5	—

※ 千人率＝児童・生徒1000人当たりの発生率

※ 令和元年度「いじめ」の認知ケース(小学校13件、中学校3件)については解消

【小・中学校における不登校の認知件数(件)及び千人率(人)】

年度			R1	R2
校種				
小学校	島本町	件数	21	28
		千人率	11.2	14.4
	大阪府	千人率	8.0	—
	全国	千人率	8.4	—
中学校	島本町	件数	16	16
		千人率	20.9	20.2
	大阪府	千人率	42.5	—
	全国	千人率	41.2	—

※ 千人率＝児童・生徒１０００人当たりの発生率

※ 令和元年度「不登校(年間３０日以上欠席)」のケースのうち、小学生５人、中学生３人が改善傾向となった。

- (4) スクールソーシャルワーカー・コミュニティソーシャルワーカー連絡会を開催し、情報の交流や協議を行い、ケース対応に係る情報共有を行った。
また、個別のケース会議について、各関係機関とも連携の上、早期の対応を図った。
警察・福祉・教育・保健などの関係部局・機関からなる要保護児童対策地域協議会を運営し、児童虐待の通告などがあった場合、ケース検討会議を開催して適切に対応を行った。
- (5) 学校教育における主権者教育の推進に向けて、大阪府選挙管理委員会が発行する「選挙啓発パンフレット」（小学生用・中学生用）等を活用し、身近な出来事がどのように政治と関わっているかを学習する等の取組を進めた。

評 価

- ① 児童・生徒がより良く生きるための基盤となる道徳性を養うため、問題解決的な学習や体験的な学習などを通して、様々な場面において、適切な行為を主体的に選択し、実践できるような資質・能力を育てる道徳科の授業を推進した。
- ② 人権教育の推進に当たっては、島本町人権教育研究協議会と連携を図り、とりわけ「次世代育成」を中心に、研修を開催し、関係資料等を活用した指導の工夫・改善に努めた。
- ③ 島本町いじめ防止基本方針を改訂し、いじめ等対応について、教職員で共通認識を図った。また、いじめ初期対応において、スクールソーシャルワーカー（町派遣３人）やスクールカウンセラー（府派遣２人、町派遣１人）等、専門家とも連携し、早期発見・早期対応に努めた。
- ④ 虐待防止・対応に関わっては、スクールソーシャルワーカー、子育て支援課家庭児童相談員、指導主事による連絡会議等を定例開催し、多角的な子ども・家庭支援について、恒常的に行動連携できた。

今後の課題

- ① 全ての教職員が、人権に関する知識理解を深め、人権感覚を身に付けるための研修や人権教育の指導力の向上に向けた研修の実施を組織的・計画的に進める。
- ② いじめを予防する包括的取組として、いじめ予防の授業を年間を通じて計画的に実施する。また、教職員間での支援や配慮が必要な児童・生徒の共通理解を図る。
- ③ 児童・生徒の安全確認やケア等の対応について、スクールカウンセラーや関係機関等と連携し、島本町教育センターでの相談業務の充実を図る。

【５】健康教育・保育の充実と体力づくりの推進

令和２年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 健康教育（保健・安全教育及び食に関する指導）の推進に当たっては、学校保健委員会等を組織し、すべての学校で健康や食育に関する全体計画、年間指導計画を継続して策定する。その際、体育・保健体育や生活科等の教科と「総合的な学習の時間」や特別活動との関連を図る。
また、保護者を委員とした学校保健委員会を開催するなど、家庭や地域との連携による健康教育推進に努める。
- (2) 幼稚園・保育所では、小学校との接続を図るため体育遊び等のプログラム開発研究を進める。小中学校では、体力向上の取組推進に当たり、大阪府教育委員会が作成した「体力向上実践事例集」を活用し、各学校の状況や子どもの実態に応じた体力づくりの取組を進める。また、町内の小中学校全学年において、継続して新体力テストを実施する。
その際、積極的に中学校体育科教員や島本高校教員等の地域との連携を図り、体力向上への取組を推進する。
- (3) 児童・生徒が様々な運動の特性にふれることができるよう、体育授業の充実や地域人材等の活用を進めながら、スポーツや運動遊びの日常化を図り、児童・生徒の運動習慣の確立に努めるよう指導する。
- (4) 子どもの基本的生活習慣を確立するため、「健康３原則」（調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養や睡眠）の理念に基づき、家庭との連携（保護者集会や懇談会等での啓発など）に努める。
- (5) 食育基本法を踏まえ、食育推進基本計画(学校における食育の推進・学校給食の充実)を具現化していくため、食事を作る楽しさを知り、栄養や食事のとり方を理解し、望ましい食生活を送る心構えを養い、また、家庭においても自ら栄養バランスに関心を持ち、食に関する役割を担える児童・生徒の育成に努める。
- (6) 学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図り、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアルを定期的に見直し、研修等において教職員に周知を図る。

【本年度の指示事項】

- (1) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の指導については、教職員や保護者への啓発も含め、関係機関や専門家等を活用しながら、学校教育活動全体を通じて適切に取り組むこと。とりわけ、中学校については、薬物乱用防止教室等を年に１回以上開催すること。
また、性教育及びエイズ教育を推進する際には、児童・生徒の発達段階を踏まえ、全教職員の共通の理解のもと校内体制を整えるとともに、集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、適切な指導を行うこと。
- (2) 部活動については、「島本町部活動の在り方に関する方針」（島本町部活動ガイドライン）をもとに、各中学校の部活動に係る活動方針に則り、生徒の自主性・主体性を尊重し、休養日の設定等望ましい活動日数・時間を検討し計画的に実施するとともに、外部指導者等地域の協力を活用しながら、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むよう指導すること。
- (3) 熱中症事故の防止に向けた対応について（通知）を参考に、これまでの原則運動中止を運動中止としたことから、通常の体育の授業・水泳の授業・部活動・校外学習・学校行事等においても、適切な実施の判断を行うこと。
熱中症を予防するために、こまめに水分や塩分を補給させ、休息を取らせるとともに、児童・生徒への健康観察など健康管理を徹底するよう指導すること。その際、「熱中症予防運動指針」等により、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応するよう指導すること。
「暑さ指数（WBGT）」による指標を活用し、適切な措置を講じるなど熱中症事故の防止に万全を期すよう、教職員に指導すること。
- (4) インフルエンザ等の感染症に対して、養護教諭・看護師等と連携し、児童・生徒が手洗い・うがい等予防のための正しい知識を持つよう指導すること。
- (5) 新学習指導要領の中学校保健分野において、「がんについても取り扱うものとする」と明記さ

れ、健康教育の一貫として、自他の健康と命の大切さについて学び、がんに対する正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深める「がん教育」の実践に取り組むこと。

- (6) 健全な学校生活を送る上で食事の栄養バランスを考えることは、学習意欲・集中力・体力を向上させるために大切な課題であり、3食のうち1食を学校給食が担うその役割は大きい。中学校給食も導入され、望ましい食生活を送り、自ら栄養バランスに関心を持ち、行動にうつせる児童生徒を育成するため、食育の取組を実施すること。

また、学校給食・食育を通して自らの食生活を振り返ることにより、生活習慣を見直し、改善していく意欲を培い、今後生涯に渡って食生活を営んでいく基礎を築いていけるよう指導すること。

- (7) 食物アレルギーを有する児童・生徒の安全を最優先とし、普段より食物アレルギー対応委員会等での緊急時における対応を定期的に確認し、対応できるようにすること。

対応申請の確認から面談や対応開始まで、必ず複数で確認するとともに、誰もが対応の流れを把握した上で、組織的に対応できるようにすること。

また、事故及びヒヤリハット等が発生したときは、校内で情報共有を行い、改善策等を検討すること。

点検・評価内容

令和2年度の取組状況

- (1) 各学校において、学校保健計画、食に関する指導の全体計画を策定し、教科等横断的な視点でも健康教育を推進した。
- (2) 幼稚園では、遊びを通した運動（リズム運動、体操、サーキット運動、なわとび等）の機会を日常的に取り入れることにより、年間を通じての体づくりに努めた。
- 保育所では、鉄棒、ブランコ等の遊具を活用して懸垂、ぶらさがり等を行うことにより、体力及びバランス感覚の向上に努めた。
- 小中学校では、体育の時間で、しっぽ取り、ラダー、タグ鬼ごっこなど各種の体づくりの動きや運動量の確保をした。

【体力調査結果（点）】

	R1		R2	
小学校5年生	男子	女子	男子	女子
島本町	49.84	52.42	—	—
全国平均	53.61	55.59	—	—
中学校2年生	男子	女子	男子	女子
島本町	44.04	54.05	—	—
全国平均	41.69	50.22	—	—

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、調査中止

- (3) 小学校において、体育の授業で、児童が活動する場面を多く確保するとともに、授業間の時間等を活用し、各学校における体力向上の取組を推進した。
- 中学校において、運動部活動の活性化を図るために、引き続き、地域人材（専門性や技術指導力のある人材）を外部指導者として派遣した（第一中学校に対し2人、第二中学校に対し5人の外部指導者を派遣。年間延べ565回活用した。）。

【中学校部活動加入率(%)】

年度	R1	R2
部活動加入率	92	90
(運動部加入率)	(74)	(69)

- (4) 各学校において、「保健だより」や「給食だより」等の通信物を定期的に発行し、健康

や心身の発達への関心・実践、生活習慣等の大切さについて、児童・生徒や保護者に啓発した。

		R1		R2	
		小学校 6年生	中学校 3年生	小学校 6年生	中学校 3年生
毎朝、朝食をとる	島本町	95.9	93.2	—	—
	大阪府	94.1	90.2	—	—
	全 国	95.3	93.1	—	—
毎日、同じくらいの時間に寝る	島本町	85.5	75.4	—	—
	大阪府	79.1	76.8	—	—
	全 国	81.4	78.0	—	—
毎日、同じくらいの時間に起きる	島本町	90.4	92.8	—	—
	大阪府	90.1	91.5	—	—
	全 国	91.6	92.8	—	—

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、調査中止

評 価

- ① 各学校の実態に応じた特色のある学校保健計画、食に関する指導に係る全体計画が策定され、計画的に実施された。また、栄養教諭が教科の授業に入り、食育の観点で授業を展開した。
- ② 幼稚園及び保育所において、小学校低学年の体育につながる「運動遊び・体育遊び」の実践ができた。各プログラムに継続して取り組むことにより、児童の身のこなしや体のしなやかさが目に見えて向上し、児童も目標を持って意欲的に取り組むことができた。
- ③ 小学生に対して、中学校部活動体験を実施することができなかったが、DVDによる部活動紹介を行い、部活動に対する興味関心が高まった。

今後の課題

- ① 学校保健計画の作成に当たっては、引き続き、教科や総合的な学習等を始め、学校行事等とも関連性を追究する必要がある。
- ② 児童が日頃から様々な運動の特性に触れることができるよう、地域人材等の活用を推進し、運動遊びの更なる充実を図る必要がある。
- ③ 小学校では、普段の体育の授業の中で、体づくりや基礎体力を培う運動を取り入れ、運動する時間を確保していく。また、体育以外の時間でも、体を動かす取組を学校全体で取り組んでいく必要がある。
中学校では、引き続き、部活動外部指導者の活用を推進するとともに、生涯にわたるスポーツ実践や健康の保持推進、体力向上などが、自分にとって重要なことであることが理解できるような取組が必要である。
- ④ 日常の生活習慣の在り方や食育について、「健康3原則」の理念に基づき、保護者、地域住民の理解や協力も得ながら、継続して、町全体として健康教育を推進する必要がある。

【6】進路指導の充実**令和2年度教育・保育重点目標の内容****【重点目標】**

- (1) 児童生徒が、望ましい勤労観・職業観を育み、将来、社会人として自立し、主体的に進路選択・決定ができる能力・態度が身につくよう、小学校段階から児童の発達段階に応じたキャリア教育の視点に立った取組や小中学校間の円滑な接続、さらには義務教育から高等学校教育への連続性も視野に入れながら系統性のある進路学習等の取組を進める。
- (2) 公立高等学校入学者選抜制度の変更、府立高等学校の特色づくり、厳しい就職状況等、中学校卒業時の進路選択に係る状況が大きく変化していることを踏まえ、すべての生徒に対して進路保障を図る観点から、進学や就職に関する情報収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図るとともに、中学1年生時より適切な指導・支援を計画的に行う。

【本年度の指示事項】

- (1) 小学校においては、児童が自信や自己有用感を持ち、自らの生き方についての夢を描いたり、希望を抱いたりすることができるよう、道徳の時間を要としながら教育活動全体を通じての適切な指導を計画的に進めること。また、キャリア教育について、保護者にわかりやすく説明するとともに地域人材の活用を図ること。
- (2) 島本町「夢・WORK・わく・ウィーク」（3日間の中学2年生による職場体験学習）の実施に際しては、地域や商工会と連携しながら進めること。また、これまでの取組の成果を検証し、事前・事後等の学習を一層充実させること。
- (3) 進学希望者に対しては、進路選択が多様化してきていることから、高等学校合同学校説明会や、各高等学校が実施する体験入学等を活用し、進路に係る情報収集・提供など、学校において適切なアドバイスと支援に努めること。
- (4) 進路に関する書類の作成に当たっては、組織的な校内進路指導体制のもと、すべての教職員が相互に緊密な連携を図り、適正な事務処理を行うよう努めること。
- (5) 進学を希望する日本語指導が必要な児童・生徒の進路に関しては、入学者選抜制度の周知を含め、受験上の配慮事項及び申請手続き等、より丁寧な対応に努めること。
- (6) 不登校等の課題のある生徒に対しては、早い時期から進路を見据えた適切な指導・支援を行うことができるよう配慮し、各関係機関とも連携しながら、継続した支援を行うこと。
- (7) キャリア教育の実践に当たっては、「島本町全体指導計画」（平成24年3月）を 活用・改良し、小中学校で連続性・系統性のある指導の充実を図ること。
また、大阪府が作成した「大阪府版キャリア・パスポート」（令和2年1月）を参考にして、島本町で統一した小中9年間の「キャリア・パスポート」を作成し、効果的に活用すること。

点検・評価内容**令和2年度の取組状況**

- (1) 進路指導用冊子「進路資料」を作成し、各中学校において全学年対象に配布し、進路説明会や進路学習活動の中で活用した。
特に、支援学級在籍生徒や不登校傾向にある生徒の進路指導に関しては、各学校と教育委員会及び関係機関が連携を密にしながら、一人一人の適性を見極め、当該生徒や保護者への十分なガイダンスを行った。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策のため、職場体験学習は中止としたが、各中学校で職業人の講話を実施するなど、職業体験に代わる取組を実施した。
- (3) 「大阪府版キャリア・パスポート」を各学校で活用し、キャリア教育を実施した。また、島本町版「キャリア・パスポート」を作成した。

【各年度の中学校卒業生に係る高等学校への進学率(%)】

年度	R1	R2
島本町	99.6(93.4)	99.6(93.4)

※ ()内は、全日制高校への進学率

【年間30日以上欠席がある不登校生徒(卒業生)の進路状況(人)】

年度		R1	R2
卒業生のうち年間30日以上欠席のあった不登校生徒数		7	9
内訳	進学した者	7	8
	専修学校等入学者	0	1
	その他(就職、進路未定等)	0	0

【授業等で将来の進路や生き方について考える機会があると答えた生徒の割合(%)】

年度	R1	R2
中学校(全学年)	75.7	80.5

※ 各学校の学校教育自己診断結果より

【「あなたは、将来の夢や目標を持っていますか」で肯定的回答の割合(%)】

	R1		R2	
	小学校 6年生	中学校 3年生	小学校 6年生	中学校 3年生
島本町	79.4	67.8	※	※
大阪府平均	81.2	67.4	※	※
全国平均	83.8	70.5	※	※

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、全国学力・学習状況調査中止

評 価

- ① 職場体験学習について令和2年度は中止としたが、平成18年度に文部科学省の研究指定を受けて以来、継続して実施しており、地域事業所や住民の理解や協力により、本事業の趣旨や学校の指導目標に沿った形で実施してきた。令和2年度は、職業人の講話等各中学校で取り組み、生徒が主体的に進路選択や職業選択ができる能力や態度の育成につなげた。
- ② 各中学校において、3年間の進路学習計画を基に、生徒個々の状況に応じたきめ細かい進路指導が組織的に行われ、成果として高い進学率が維持できた。

今後の課題

- ① 平成24年度に作成した島本町版「キャリア教育全体指導計画」を各学校で実践し、成果と課題の整理及び効果検証が必要である。また、保護者に対して「キャリア教育」はどのようなものなのか、理解を求める取組とともに広く周知する必要がある。
作成した「キャリアパスポート」を活用し、9年間を見通したキャリア教育を実施する。
- ② 進路選択が多様化してきていることから、迅速な情報収集と提供に努め、学校における確かな進路ガイダンス機能の充実を図ることが必要である。また、不登校や支援学級在籍生徒等の課題のある生徒に対しては、早い時期から本人及び保護者のニーズを把握し、卒業後の進路を見据えた適切な指導・支援を行えるよう、適宜進路に関する情報提供と各関係機関とも連携した支援を行っていく必要がある。

【7】支援教育・保育の充実**令和2年度教育・保育重点目標の内容****【重点目標】**

- (1) 平成28年4月1日より施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づき、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、合理的配慮が適切になされ、ユニバーサルデザインのある学びが提供されるよう、障害のある子を含む全ての子どもに対して、一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育的支援を行う教育の推進を図る。
- (2) 発達障害を含む障害のある全ての子ども一人一人の自立に向けた効果的な指導・支援の充実を図るとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりをより一層進める。
- (3) 島本町支援教育研究協議会を中心に町全体の支援教育について、各保幼小中間の連携を図りながら研究を推進し、支援教育に対する専門性を高める。
- (4) 通級指導教室での指導・支援をより一層充実させ、通級指導教室における学びが通常の学級においても活かせるよう、連携体制の充実を図ること。
- (5) 教育センターを中心に、教育と保健、医療、福祉等の「横の連携支援」体制を構築する。
- (6) 支援教育コーディネーターを中心に、支援が必要な子どもに対するライフステージに応じた連続性のある「縦の連携支援」体制を構築する。

【本年度の指示事項】

- (1) 児童・生徒の障害の状況に応じた指導・支援の工夫や、支援学級及び通級による指導における自立活動を取り入れた教育課程の編成について、一層の充実を図ること。
- (2) 就学相談・指導に当たっては、子どもの教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、就学に関する適切な説明及び情報提供を行うなど、本人及び保護者の意向を最大限尊重した取組の充実を図ること。
- (3) 通常の学級においても、必要に応じ、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成・活用し、一貫した支援を行うこと。
- (4) 全教職員が、支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図ること。
- (5) 身近にいる障害のある仲間との相互理解がより一層進むよう、支援学校との交流及び共同学習の促進を図ること。また、福祉体験活動等を通じて福祉教育を推進すること。
- (6) 卒業後の進路については、高等学校や支援学校に加え、知的障害のある生徒が高等学校で学ぶ「知的障害生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」の制度等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分伝わるよう、早い時期から、様々な機会を通じて、適切な説明や情報提供を行うなど、ガイダンス機能の充実に努めること。
- (7) 早期支援の重要性に鑑み、教育センターと保育所・幼稚園等就学前機関との連携により、個別の療育の推進を図り、早期からの支援体制の構築に努めること。

点検・評価内容**令和2年度取組状況**

- (1) 各学校に位置付けられた支援教育コーディネーターが中心となり、校内委員会を組織し、支援学級担任・通常学級担任及び保護者との連携を図りながら、個別支援が必要な児童・生徒一人一人に対して「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成した。
当該児童・生徒の指導においては、「個別の指導計画」に基づきながら、自立活動を行い、校内委員会の中で定期的に確認や検証を行った。
- (2) 就学相談・支援に当たっては、合理的配慮の観点を踏まえ、幼児・児童・生徒の教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、関係機関と連携しながら、早期から就学に関する丁寧な説明と適切な情報提供を行った。

(3) 島本町特別支援教育研究協議会における活動

<研修体制>

- ・スーパーバイザーによる巡回相談研修（2回）
- ・支援教育の理解と指導に係る研修（3回）
- ・障害者理解に係る講演会（2回）
- ・保幼小交流（1回）

<活動内容>

- ・個々の課題に合わせた授業研究
授業研究等の企画、支援教育に必要な教材、教具の研究・製作
- ・保幼小中の連携
保幼小中の連携、各保幼小中の支援学級等の状況についての交流及び情報共有、支援学校との連携
- ・支援教育の推進
町全体研修の企画・運営、スーパーバイザーによる巡回相談・研修、各学校の講演会や保護者も対象となる講演会の企画・運営、町全体研修の企画・運営
- ・支援教育コーディネーター連絡会の開催
小中学校支援教育担当者で、支援教育についての情報共有を図った。

(4) 小学校3校、中学校1校に設置されている通級指導教室に関しては、定例会議及び小中合同会議を開催し、情報共有を図るとともに、通級指導における有効な指導法の研究を行った。また、研修を通して、子どもと子どもをつなぐ指導・支援の在り方について研究を深めた。

(5) 島本町教育センターにおいて、専門相談員による教育相談を実施した。

【相談人数(人)】

年度	R2
保護者	201
学校関係者	81
その他	30
計	312

評 価

- ① 島本町の発達支援に係る関係機関が集まる教育センター連絡会を開催したことで、保健・福祉・医療・教育の関係機関による横の連携を推進することができた。また、0歳から成人まで貫く教育相談体制の充実を図った。
- ② 支援教育コーディネーター連絡会を実施することで、支援教育コーディネーターのスキルアップにつながり、児童・生徒の発達検査や行動観察から特性の把握をし、具体的な支援方法への検討までの共通理解を深めることができた。
- ③ 通級指導教室担当者間での連携及び通級指導教室における学びを通常の学級で十分に発揮することができるよう、学級担任との連携はもとより、校内における支援体制の充実を図った。
- ④ 特別支援教育で実施する「特別の教育課程」においては、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るための「自立活動」を取り入れること。また、支援教育コーディネーター連絡会を定期的に開催し、情報共有及び研修企画を行うこと。

今後の課題

- ① 地域における共生社会の実現を目指し、全ての児童・生徒、教職員及び保護者に対して、支援教育の理解と啓発を推進させ、インクルーシブ教育の取組を進めるとともに、全ての児童・生徒が安心して学べる学校づくり・集団づくりを推進していく。
- ② 通級指導教室と通常学級が連携することで、障害の有無にかかわらず誰もが安心して過ごせる学校づくりに向け、関係部局とも連携し、教育環境の整備に努めるとともに、一人一人の状況に応じた配慮・支援に努める。
- ③ 通級指導教室担当者間での連携及び通級指導教室における学びを通常の学級で十分に

発揮することができるよう、学級担任との連携はもとより、校内における支援体制の充実を図る。

Ⅱ 信頼される学校・幼稚園・保育所づくり

【1】地域に根付いた学校・幼稚園・保育所の運営体制の推進

令和2年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 校長・園長・所長・室長は、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の確立に当たり、経営方針等を教職員に周知し、教育・保育目標の共有化を図る。また、各分掌組織の活性化に努め、教育・保育目標を達成するための組織的な取組を推進する。さらに、学習指導、生徒指導等における現状の把握・分析に努め、その課題解決を図るため、可能なものについては数値目標を挙げるなど、具体的な目標や、計画を設定し、目標の達成度や計画の進捗状況について自ら点検・評価・整理する。
- (2) 小中学校においては、学校教育自己診断を年1回実施し、その分析結果を学校の教育活動に活かすとともに、学校協議会を年4回以上開催し、保護者や地域社会の意見や評価を学校の運営改善に反映させる。また、教育週間等を通じて学校協議会委員による教育活動・授業等の参観を実施し、各委員が学校の状況を的確に把握できるよう取り組む。
- (3) 幼児期の特性を踏まえ、幼児一人一人の心身の健全な発達を促し、生活習慣の確立や社会性、自主性の育成に努める。また、社会の変化に対応した延長保育等の運営について、各幼稚園・保育所の実情に応じた充実推進に努める。
さらに、幼稚園・保育所と小学校の連携を視点とした研修及び教職員の資質向上を目的とした研修等の充実にとともに、「支援教育」、「教育課程」については、定期的に幼稚園と保育所の合同研修を行う。
- (4) 地域社会の持つ教育資源である多様な人材を、学校・幼稚園・保育所・学童の様々な教育活動に積極的に活用するため、学校を支援する地域組織である学校支援「ゆめ本部」との連携を図るとともに、保護者や地域と一体となった教育コミュニティづくりを進め、小中一貫教育に係る縦（校種間）と横（学校と地域社会）の関係を強化する。
- (5) 学校・幼稚園・保育所施設を利用した教育コミュニティの形成や大人のネットワークを促進するよう、地域社会で展開されているスポーツ・文化等諸活動に協力する。また、教職員と保護者が一体となってPTAや保護者会の活動の活性化に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 社会に開かれた教育課程を実現するために、学校の経営方針、教育目標、学校教育自己診断結果、学校協議会における協議内容等について、保護者等にできる限りわかりやすく周知を図る方を講ずること。
- (2) 特色ある学校づくりを進めるに当たっては、校長がリーダーシップを発揮し、教職員研修を計画的に進めるとともに、学校の課題、実情に応じた活動を展開すること。
- (3) 子育て支援に対する幼稚園保護者のニーズに応え、預かり保育及び教育・保育を一体的に行う就労支援型幼稚園については、これまでと同様に幼稚園の教職員と連携しながら、実施すること。
- (4) 大学との連携協定を活用し、幼児教育の研修に当たっては学識経験者の指導・助言を仰ぐこと。
- (5) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室の様々な教育活動を支援する地域人材のボランティアや学生ボランティア等の活用については、学校支援「ゆめ本部」と連携を行い、子どもの実態やニーズ、学校の状況に応じて適切な人材を配置するよう努めること。
- (6) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室を中心としたネットワークを拡充するため、放課後子ども教室推進事業や島本町いきいき・ふれあい教育事業などに教職員やPTAがより積極的に関わるよう努めること。また、教職員や地域の方々との合同の研修等についても検討すること。
- (7) 学校運営協議会設置に向けて準備を行い、地域とともにある学校づくりを推進すること。

点検・評価内容

令和2年度の取組状況

- (1) 年度当初に、各学校園長から学校（園）教育目標及び本年度の学校（園）経営方針等を

- 教職員に周知した。教育委員会として各学校（園）の経営方針や学校園長の方針に基づいた教育活動の進捗状況等を年1～3回の視察訪問や随時ヒアリングにおいて確認を行った。
- (2) 開かれた学校・幼稚園・保育所づくりを目指し、学校・幼稚園・保育所だよりやホームページで各学校・幼稚園・保育所の取組状況を広く伝えた。また、本町の地域に根ざした学校教育を展開させるため学校協議会での協議内容を基に、保護者及び地域の意見を自校の教育活動に反映させるよう努めた。教育委員会として各学校協議会の各回の要点録を取りまとめ、各学校へ情報提供を行った。また、小中学校においては、学校教育自己診断（11月～12月頃実施）を活用し、取組の検証を行った。

【学校協議会開催状況(令和2年度)】

開催回数 各学校4～5回

内 容 ・各学校における学校教育目標、経営方針、学校運営に対する意見
 ・各学校における取組等への支援、評価
 ・学習状況調査、学校教育自己診断の結果から見える課題解決についての協議等

【教育週間における学校公開来校者数(人)】

校種 \ 年度	R1	R2
小学校	3,536 (内地域住民 80)	—
中学校	349 (内地域住民 34)	—
幼稚園	317 (内地域住民 29)	—

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止

- (3) 幼稚園において、園内研修及び保育所との合同による検討会、研修等を開催し、保育内容の改善や教職員の資質の向上に努めた。

なお、近年の町立幼稚園就園率の低減を踏まえ、令和3年度において、私立幼稚園を利用する児童の保護者に対してアンケート調査を実施し、実態の把握に努める。

【町立幼稚園就園率の推移(%)】

年度	R2当初	R3当初
町立幼稚園就園率	19.9	13.7
定員充足率	55.6	40.6

※ 町立幼稚園就園率 = 各年度の学校基本調査における町立幼稚園の総園児数
 ／ 各年度の4月1日現在の満4歳人口及び満5歳人口の合計

※ 定員充足率 = 各年度の学校基本調査における町立幼稚園の総園児数 ／ 総定員

※ 総定員：4歳児102人＋5歳児105人＝207人

【保幼小交流検討会(推進協議会)】

開催回数 年3回

内 容 ・年間計画の確認
 ・体験入学等交流活動の検討と実施
 ・年間の活動の反省及び次年度の交流計画の検討

【幼稚園・保育所教職員の資質向上に向けての研修】合計36回

内 容 ・通常保育保育士研修「乳児担当制保育」1回
 ・通常保育保育士研修（実践講座）2回
 ・保育士研修「異年齢保育」1回

- ・ 保育所巡回 4 回
- ・ 保育所体育指導 8 回
- ・ 発達支援指導員巡回（作業療法士） 2 回
- ・ 発達支援指導員巡回（臨床心理士） 6 回
- ・ 保育士等研修 2 回
- ・ スクールカウンセラー保育所巡回 10 回

(※)アレルギー研修 1 回、保育士研修「あそびの研修」 1 回、
保育士研修「おもちゃ遊びの研修」 1 回、要保護児童対策研修 1 回、
幼稚園研修会 2 回、保幼小連携講座 1 回（子育て支援課主催）については、
新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため中止

- (4) 学校支援地域本部事業の充実に向け、島本町学校支援「ゆめ本部」運営委員会に運営補助金 50 万円と事務局に会計年度任用職員（事務補助員）報酬 2 人分を継続して予算計上したが、新型コロナウイルス感染症対策のため、放課後学習会等の取組は中止とした。令和 3 年度は、状況を判断して再開する予定としている。
- (5) 学校を利用し、子どもたちが安全で安心して放課後や週末が過ごせるよう「放課後子ども教室推進事業」の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止とした期間もあった。令和 3 年度は、各学校とも週 5 回実施する。

評価

- ① 新学習指導要領実施に伴い、校長・園長・所長が経営方針を基に、学校・幼稚園・保育所運営全般にわたり、リーダーシップを発揮するとともに、保護者や地域の信頼や教育的ニーズに応え、地域の実情を踏まえた教育活動を展開できた。今後、求められる教育・保育内容の共有化を図った。
- ② 学校教育自己診断の分析を基に、学校協議会の定期会議の中で地域に開かれた学校づくりやカリキュラムマネジメント、いじめや不登校に関する学校課題、あるいは地域に密着した小中一貫教育の推進に関して協議を行い、評価を得ることで、各学校の学校運営の活性化につながった。また、各学校の経営方針を具体的に示し、その理解の下、共通した認識を持って、助言を頂きながら教育活動を進めることができた。
- ③ 保幼小推進協議会が中心となり、年間を通じて保育所と小学校、幼稚園と小学校とで交流会を実施し、また、幼児期の特性の理解、生活習慣の確立に向けて、全体研修等の取組を進めるとともに、次年度に向けてスタートカリキュラムの取組の周知を行った。
- ④ 島本町学校支援「ゆめ本部」運営委員会に対し補助金等を継続して予算計上したこと、学校支援地域本部の取組が継続して進められた。その結果、学校を支援する地域の組織として定着が図れた。「地域に開かれた学校」に向けて、人材発掘も含め大きな役割を果たした。

今後の課題

- ① 保護者・地域から信頼される学校・幼稚園・保育所づくりの推進に向け、新学習指導要領や働き方改革を踏まえた学校経営方針、教育目標等を今以上に教職員や保護者に分かりやすく周知を図り、目標の共有化を更に進めるとともに、学校教育自己診断の結果や課題解決方法、学校協議会の協議内容についても広く情報を公開したりする等、引き続き工夫改善に努める必要がある。さらに、学校教育自己診断や学校協議会を活用して保護者・地域の意見や評価を学校運営に反映できるよう、学校評価に関する支援や PDCA サイクルの整備・充実に努める。
また、教育コミュニティづくりを視野に入れながら、拠点整備と島本町の地域性を生かした学校教育活動の展開を進める。
- ② 小中一貫教育基本方針の柱の一つである保護者や地域と一体となったネットワーク型

の学校づくりを進める上で、「ゆめ本部」(学校支援地域本部)事務局と更に密接な連携を図る必要がある。また、学校が必要とする活動を支援するための人材発掘においても、更なる連携を図る必要がある。

- ③ 学校教育活動の支援に直接関与できるボランティア(地域住民や教員を目指す学生等)については、年々拡充を図りつつあるが、今後は、学校や保護者のニーズが反映されるように、取組の拡充検討も含めてボランティアの更なる有効活用や学校支援システムの構築を図ることが必要である。
- ④ 幼稚園と保育所と連携を更に進め、合同での研修会を引き続き開催する等保育の在り方についての見識を高めていく必要がある。

【2】安全・安心な学校・幼稚園・保育所づくり

令和2年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 子どもの安全を確保するため、教職員の連絡・配備体制について日頃から周知徹底を図るとともに、地震等の災害及び事件・事故が発生した場合、迅速かつ的確な行動ができるための学校独自の危機管理マニュアルを整備し、事態を想定した実践的な訓練を行う。
- (2) 子どもの安全確保を図るため、施設設備の点検と整備の充実に努める。また、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の内外を問わず、子どもの安全を確保するため、安全管理体制の充実を始め、保護者や安全ボランティアの協力を得ながら、登下校時の子どもの見守り活動の取組を促進する。
さらに、人員の確保とともに、日常生活の様々な場面において、気軽に防犯の視点を持って、子どもたちの安全を守る活動、いわゆる「ながら見守り」についても周知を行う。見守りの担い手の裾野を広げることで、犯罪の未然防止や地域の安全・安心に対する関心の醸成に努める。
- (3) P T A・保護者会や学校支援「ゆめ本部」、自治会等との連携を強め、各校区の安全ボランティアの人材確保に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 学校保健安全法に基づき、学校保健計画及び学校安全計画を策定し、学校教育活動全体を通じた安全・衛生管理の徹底を図り、感染症・食中毒の予防及び地震等を始めとする集中豪雨・落雷等の自然災害に備える防災教育の推進や熱中症等の事故防止に努めること。また、万一の場合の対応が迅速かつ適切に行えるよう災害用備蓄倉庫等の周知とともに、実践的な訓練を含めた体制を整えること。
その際、「学校・幼稚園における災害対応マニュアル（資料）」や平成30年7月以降に作成の「地震における緊急対応ガイドライン」、「地震対応マニュアル」等を活用し、全ての教職員が役割を分担するとともに、学校安全担当者を明確にするなどして、学校安全の推進体制を整備するよう努めること。
- (2) 大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、各学校が地域住民の避難先となることもあるため、地域と連携し、学校の組織体制を整えておくこと。
また、日頃から教職員の連絡・参集・配備体制について周知徹底を図るなど、災害に備えた危機管理体制の確立に努めること。
- (3) 6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として、子どもの安全確保に向けた取組を点検し、子どもに対する安全指導を強化すること。
- (4) 全ての教職員が子どもの心肺停止に備え、A E Dの使用を含めた心肺蘇生法を実践できるよう努めること。
- (5) 子どもが自他の安全を確保するため、犯罪の被害に遭わないための知識を実践的に理解させるとともに、日常生活全般における様々な危険に適切に対応できる能力を育むよう「子どものエンパワメント支援指導事例集」等を活用して安全教育の充実に努めること。
- (6) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室における安全対策の取組が、安全で安心して暮らせる地域やまちづくりに貢献するものと捉えること。
- (7) 安全ボランティアの人材確保に当たり、学校便りや学校ホームページにも募集記事を掲載するなど、活動者数の増加に努めること。
また、多様な世代や事業者が、日常生活を行う際、防犯の視点を持って見守りを行い、合同点検等で把握された危険箇所において、安全ボランティアや保護者、地域住民の方々を中心とした「大人の目」を増やし、「一人区間」や「見守りの空白地帯」を減らしていけるよう努めること。

点検・評価内容

令和2年度の取組状況

- (1) 各学校・幼稚園に対し、年度当初に危機管理マニュアルの確認及び更新等を行うよう指導・助言を行うとともに、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として位置付け、

学校安全月間（6月）として、災害時の避難訓練、引渡し訓練や不審者対応訓練等を関係機関とも連携して実施した。

また、各学校において関係機関と連携した防犯教室等を実施し、児童・生徒の安全確保や危機回避の意識向上に努めた。

地震等の災害及び事件・事故を想定し危機管理マニュアルの確認及び更新等を行うとともに、浸水害又は土砂災害の危険性のある地域に所在する施設においては、地域防災計画に基づき、避難確保計画を新たに策定し、各学校・幼稚園・保育所で危機管理マニュアルに従い、実際に職員が動ける体制にあるか訓練の実施を指示した。

- (2) 通学路の安全確保として、島本町全体の「子ども安全マップ」を作成し、各学校等に掲示することで、危険箇所や交通安全等について注意喚起を図った。また、学校・保護者・警察・町都市創造部等とともに、引き続き通学路の安全点検について協議した。

幼稚園及び保育所では、消防設備や電気設備の点検を行うとともに、子どもが安心して活動できるよう定期的に遊具の点検を行った。

- (3) 安全ボランティアや子ども110番の家運動等に継続して取り組むとともに、児童・生徒の安全確保のため、町広報及び教育委員会ホームページで安全ボランティアの募集を行い、新規登録者の拡大を図った。また、安全ボランティアに対し、見守り活動時に着用していただくアクティブコーやブルズンを適宜交換・貸与した。また、より多くの方の協力が得られるように、「ながら見守り」を周知した。

【安全ボランティアの登録者数(人)】

年 度	R1	R2
総人数	51	55

評 価

- ① 各学校の学校安全計画・防災教育計画に基づき、計画的に各種避難訓練等が実施された。学校における防災訓練を、地域の協力も得ながら実施する学校もあり、より実践的かつ効果的な防災訓練が実施された。
- ② 関係機関と連携した通学路安全点検により、危険箇所を確認し、安全確保についての共通認識が図れた。
- ③ 各地区の安全ボランティアの方々に協力を頂き、児童・生徒の登下校の安全確保につながった。

今後の課題

- ① 児童・生徒に対する防災教育の推進に関して、子どもたちが「主体的に行動する態度」を育成するよう訓練等を含めた充実に努める。また、学校・幼稚園・保育所と地域・家庭が連携した実効性のある訓練実施を追求するとともに、起こり得る様々な災害及び非常変災を想定した危機管理マニュアルや防災計画を定期的に見直す必要がある。
教育活動中や登下校時の非常変災時に備え、児童・生徒の安全を確保するために、避難訓練や引渡し訓練等を実施し、非常変災に備えなければならない。
各学校においては、防災教育、減災・縮災について各教科の中で関連付けて教えることができるように、防災教育全体計画一覧表や教科における防災教育計画表等を作成する必要がある。
- ② 児童・生徒に対して、日常生活及び学校生活の場で、いざというときに判断し、行動できるような安全確保や危険回避の能力育成を積極的に進める必要がある。
- ③ 引き続き、町ホームページや学校だより、町内の各組織の会議や事業所等において、募集のお知らせを掲載し、及び配布し、ボランティア登録者や「ながら見守り」の協力者の確保に努め、より効果的な見守り活動や組織的な取組が必要である。

【３】教職員の資質向上とサービスの徹底**令和２年度教育・保育重点目標の内容****【重点目標】**

- (1) 校長は、年度当初に教職員に対し教員の指導力の向上を目途に、とりわけ授業改善等の教科指導や生徒指導、学級経営等に関する研修目標及び計画を明確に示す。また、職員全体で自校の教育課題を確認、共有するとともに、研修目標に沿った校内研修を計画的に実施する。
- (2) 首席、指導教諭を始め学校運営の中心となるスクールリーダーの育成に努めるとともに、初任者を始め教職経験年数の少ない教職員の資質の向上を図るため、日常的なＯＪＴを中心とした支援を始め、学校全体で組織的、総合的かつ継続的に取り組む。
- (3) 「教職員の評価・育成システム」は、年間スケジュールを遵守し、円滑かつ適切に実施する。
- (4) 校外の研修に参加した際には、必ず文書により復命するとともに、職員会議や各種委員会等の場で報告を行い、関係職員に成果を還元する。
- (5) 不祥事発生を予防し、未然防止を図るため、年度当初及び適宜服務規律の遵守や生徒指導体制のあり方について教職員全体で確認を行い、周知徹底を図る。
- (6) 行政文書や個人情報適切に管理することはもとより、コンピュータでの情報の処理に当たっては、情報の漏洩が生じないように、電子情報や記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じる。また、教職員一人一人の自覚を促すための研修を実施する。
- (7) 教職員間及び子どもに対するセクシュアル・ハラスメント等は重大な人権侵害であることを踏まえ、指針に基づき相談窓口となる教職員を指定するとともに、必ず文書で明示し、教職員全体で共有する。
- (8) 職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることをすべての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障害の有無に関わらず、すべての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりに努める。
- (9) 組織のリスクマネジメントについての理解を深め、教職員が基本的な姿勢を身に付けることを目的とする研修を実施する。

【本年度の指示事項】

- (1) 指導力不足等の教員については、その状況を的確に把握のうえ、教育委員会とも十分連携しながら研修等の支援を行うこと。
- (2) 学校・幼稚園においては、研修計画の策定に当たって、長期休業期間を積極的に活用すること。また、ＩＣＴ活用や学力向上、生徒指導関係等、今日的課題に十分留意したテーマの設定を行うこと。
- (3) 「教職員の評価・育成システム」について、管理職は制度の趣旨を十分説明するとともに、それぞれの教職員が自らの意欲・資質能力向上のために具体的な目標を設定できるよう支援すること。
- (4) 大阪府教育庁作成の「不祥事予防に向けて」及び「体罰防止マニュアル」の携帯について、臨時的任用者を含む全教職員に義務付けるとともに、それぞれの研修を実施すること。また万一、教職員の服務義務違反が生じた場合は、速やかに、かつ的確に事実関係を調査・把握し、教育委員会に報告すること。
- (5) 教職員に、条例、規則で定められた勤務時間を遵守させるとともに、教育・保育に携わる公務員として、保護者・住民から誤解を招くことのないよう職務に専念するよう指導すること。
- (6) 教職員の兼職・兼業については、地方公務員法及び教育公務員特例法の定めを遵守し、事前に所要の手続きを経ること。
- (7) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室における様々な危機管理について、リスクを最小限に抑えるため、大阪府や町が作成した資料等を活用するとともに、周知のみに留まらず、適宜訓練や研修等を実施することにより、全教職員の共通理解を図ること。
- (8) 教職員の「働き方改革」や健康管理の観点から、「月４５時間、年間３６０時間」を上限とし、長時間勤務の一層の縮減を図る必要がある。その一つとして、夏季休業日中及び冬季休業日中に

において学校閉庁日を設定し、原則として児童・生徒の登校及び部活動を禁止するとともに、業務の休止を行うこと。

- (9) パワーハラスメントやモラルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止に向け、指針等を参考に研修をおこなうこと。

また、ハラスメントに関する相談窓口を校務分掌で明示し、誰もが相談できる体制を整え、相談窓口及び相談体制が機能するよう改善を図ること。

職場におけるハラスメントの防止については、管理職の役割が大きいことから、校長及び教頭自身がハラスメントに対する感覚を養い、快適な働きやすい職場環境づくりを率先して努めること。

万一事象が生起したときには、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。また、ハラスメント防止に関する意識を啓発するための研修等を改めて実施するなど再発防止に努めること。

点検・評価内容

令和2年度の実施状況

- (1) 初任者と転任者に対しては、着任式において改めて服務を認識させた。

また、教職員の資質向上、各校の課題改善に向けて実施する校内研修は、年間を通じ計画的に実施するよう指導した。

【町教育委員会主催研修実施状況】

令和2年度の町教育委員会主催研修内容

- ・人権教育研修 ・生活指導研修 ・学力向上研修 ・外国語活動研修 ・支援教育研修
- ・保幼小連携教育研修 ・初任者研修 ・10年経験者研修

- (2) 各学校の首席等がメンバーとなる小中一貫教育推進協議会の事務局会議に指導主事も参加し、スクールリーダーの育成を進めるとともに、教科研究会に事務局メンバーが推進役として携わる中で更なる資質の向上を図った。また、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、学校内での授業公開等を進め、各学年で共に研修できる環境づくりに努めた。
- (3) 校長が設定する年度当初の学校経営方針を踏まえ、教職員各自が目標設定を行い、自己申告書の提出、授業アンケート、校長による授業見学、面談等を円滑に実施することで、教職員の職務に対する意欲向上及び指導力向上を図った。
- (4) 校外における研修会等に参加した際には、学校長まで簡潔な報告文書により復命することとした。同時に、可能な限り職員会議等の場で報告し、研修内容が分かる資料を配布することで、研修の成果を全教職員で共有することに努めた。
- (5) 教職員としての綱紀保持のため、学校長に対し年3回の教育長通達を行い、各学校での職員会議や校内研修等の中で不祥事予防について周知が図られたことで、教職員が確かな自覚の下、行動できた。
- (6) 幼稚園・保育所で作成される文書や個人情報を適切に管理し、徹底を図るためには組織全体で取り組む必要があり、「島本町立学校教育情報セキュリティポリシー」を策定し、各学校においては、情報管理に関する委員会を設置し、マニュアル等の確認や研修等を実施することで全職員に対し周知徹底を図り、情報の漏洩が生じないように努めた。
- (7) 各学校の相談体制に求められる要件、職員への周知方法や相談対応の在り方、町教育委員会としての対応等について、「島本町立学校における教職員間セクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」及び「島本町立学校における教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの発生防止に関する指針」を職員会議等だけでなく、職員室内での掲示や文書回覧等の方法で文書明示することで教職員への周知徹底を図るとともに、各学校の相談窓口担当者を明確に位置付けることで、セクシュアル・ハラスメントの発生防止に努めた。
- (8) 会議や研修を通して、過去の事例から危機の発生の原因等を分析し、危機の予知・予測に努め、危機管理体制の見直しを行った。また、未然防止に向けて、児童・生徒等の状況

を把握するためアンケート等を実施するとともに、施設・設備に関する定期的な点検や各種訓練を実施した。

評 価

- ① 学校運営の中心となるミドルリーダー育成のため、5年目以上の教職員を校務分掌ではチーフ等に充て、組織を動かす経験を積むことができた。また、初任者を始め教職経験年数の少ない教職員の資質向上のため、学習会や研究会が多く行われた。
- ② 「教職員の評価・育成システム」においては、全ての学校で本システムを適切に運用しており、校長が教職員一人一人と定期的に面談を行うことで、教職員の目標や進捗状況等を把握しながら、適切なアドバイスをを行い、業務に対する意欲向上や資質向上を図ることができた。
- ③ 教職員の綱紀保持について、マニュアルや通知の周知のほか、日常的な啓発や校内研修等の実施により、不祥事予防や体罰等の防止に努めた。
- ④ 「島本町立学校教育情報セキュリティポリシー」を策定し、I C T機器の仕様や個人情報情報の取扱いについて認識を高め、情報管理や情報処理について、教職員一人一人の自覚を促した。
- ⑤ 年度や各学期の始めに、人権侵害であるセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント防止のために相談窓口を確認し、文書や掲示等で意識を高めた。
- ⑥ 危機管理は学校運営について重要であることから、危機管理マニュアルを全教職員で確認した。また、訓練等を通して、非常における役割分担や安全管理について理解を深めた。

今後の課題

- ① 学校組織の中核を担うべき世代（40歳代）の教員が少ない状況であるが、今後の教職員構成からすると、30歳代から、首席等の役割を明確に位置付け、次期管理職候補としての育成が急務であり、若年層教員の中からミドルリーダーとなる人材の育成を目的として、O J Tを含めて若年層教員の指導力向上に向けた教職員研修や研究授業等の充実に引き続き努めていく必要がある。
- ② 経験年数が少なくても実力のある教員に対しては、「評価・育成システム」における面談等の機会を活用し、首席や指導教諭への登用を呼び掛け、勧めることが急務である。
- ③ 個々の教員が研修等で獲得した知識を広く、他の教員と共有するため、校内委員会での報告や校内外研修会での発表の機会を設け、資料を有効に活用するといった場面を増やすことが必要である。
- ④ 不祥事等問題事案が発生しないよう、日頃から教職員に対し、行政上、刑法上及び民法上の責任が伴うことを再確認させる機会を増やすとともに、効果的な研修方法を工夫したり、不祥事予防チェックリストの活用等を心掛けたりするなど、教職員一人一人の危機管理意識の更なる徹底を図る必要がある。
- ⑤ 個人情報の管理について、セキュリティポリシーを遵守し、書類提出に関わっては、複数の目でチェックし、確認する体制を整えることが必要である。

【４】快適な教育・保育環境の整備**令和２年度教育・保育重点目標の内容****【重点目標】**

- (1) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室施設の改修及び整備については、年次計画及び当該年度の改修計画に基づき実施する。年次計画については、長期的視野に立ち、定期的に精査を行う。
- (2) 児童生徒数の増加傾向や保育所・認定こども園の需要の高まりに伴い、必要な教室や保育所等の確保及び整備の計画を策定し、運営に支障がないように順次整備に着手する。
- (3) 学校事務職員の事務連絡会に引き続き教育総務課職員が定期的に参加し、情報交換と課題の共有を行う。また、課題の解決を通じて相互の協力関係を強化するとともに、効率的で組織的な学校経営支援体制の構築及びより計画的な予算執行に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 第三小学校においては、Ａ棟建替え工事を進めること。
- (2) 第一小学校においては、屋上防水改修工事を行うこと。
- (3) 小学校４校、中学校２校及び、幼稚園１園においては、学校施設長寿命化計画を策定すること。
- (4) 小中学校における、ＩＣＴ環境の整備を進めること。
- (5) 各学校の事務部門強化と学校経営の充実を目指して、学校事務の共同実施の取組を引き続き進めること。
- (6) 「保育基盤整備加速化方針」に基づき、第四保育所の耐震対策及び就学前児童の待機児童対策として、第二幼稚園・第四保育所跡地での民間認定こども園整備、第四保育所移転新築など、保育施設の整備を進めること。また、現第四保育所（ふれあいセンター）における保育については、当該施設の一般利用者も含め、より安全が確保されるよう努めること。
- (7) 全国的に保育士確保が困難な中、民間保育所における派遣保育士の活用及び保育士宿舍借り上げについて、支援すること。

点検・評価内容**令和２年度の取組状況**

- (1) 保育所、幼稚園、小中学校及び学童保育室において、計画的に改修や修繕を行った。
 保育所においては、主に第二保育所の給湯器設置工事、網戸改修工事、自転車置場照明取替工事等を実施した。
 小中学校においては、第三小学校Ａ棟建替工事について、新Ａ棟の建設が完了し、旧Ａ棟の解体工事等の準備に着手した。また、老朽化した第一小学校の屋上防水の改修工事を実施した。
 国のＧＩＧＡスクール構想に基づき、小・中学校内におけるＩＣＴ機器の円滑な利用のための高速大容量ネットワークを整備するとともに、授業や家庭学習で使用する児童・生徒用のタブレット端末を１人１台整備した。
- (2) 町内各所での宅地開発等による保育ニーズの増加への対応や待機児童の解消を図るため、「島本町保育基盤整備加速化方針」に基づき、民間認定こども園１園を新たに開園し、未耐震である第四保育所の耐震対応のため、役場前駐車場に移転新築を行った。
 また、旧第四保育所跡地に整備する民間認定こども園の整備・運営事業者を公募し、決定した。
- (3) 事務連絡会に教育総務課職員が参加することで、情報交換や課題共有することが可能となり、相互の協力関係を保つことができた。

評 価

- ① 第三小学校A棟建替事業を進めることができた。また、小中学校の施設や設備の老朽化により発生している不具合について、予算の措置状況や緊急度により優先順位を付け、改修に取り組むことができた。幼稚園・保育所では、年次計画を踏まえた上で、当該年度の改修計画に基づき必要箇所の改修に取り組むことができた。
- ② 学校事務職員と教育総務課職員が予算活用に関する情報を共有することにより、適正な学校予算の執行が図れた。
- ③ 「島本町保育基盤整備加速化方針」に基づき、保育基盤の拡充及び第四保育所の耐震対応を進めることができ、課題であった待機児童の解消が図られた。

今後の課題

- ① 限られた財源の中で、町の公共施設全体の効率的な整備を進めるために、今後も改修等が必要な箇所を的確に把握し、計画的に学校施設の維持管理を図っていく必要がある。
- ② 「島本町保育基盤整備加速化方針」の円滑な推進のため、利用者や近隣住民等関係者に丁寧な説明を行うとともに、施設整備後に計画する児童数を受け入れるため、全国的に不足している保育士等を十分に確保する必要がある。
- ③ I C T機器の整備については、国の「G I G Aスクール構想」（Global and Innovation Gateway for All）に基づき、児童・生徒一人一人に、個別最適化された学習環境を提供できるよう、更なる機器の整備を進めるとともに、運用、授業での活用等を進めていく必要がある。

Ⅲ 生涯学習の推進

【１】青少年健全育成の推進

令和２年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 「青少年人権教育事業」について、参加者が人権問題を身近にとらえることができるよう、事業の運営全般において工夫し、生涯学習における人権教育の推進に努める。
- (2) 家庭の教育力、地域の教育力の向上を図るため、学校、保護者、各家庭を取りまく地域の大人たちが連携するネットワークづくりに努める。
- (3) 青少年活動の活性化を図るため、各関係団体における課題解決に向けた連絡調整に努める。
- (4) 「夏休みの子どもの居場所づくり事業」を始め、青少年関係、スポーツ関係など各事業においてアンケート調査等を実施し、子どもが参加しやすく魅力のある内容となるように努める。
- (5) 旧町立キャンプ場は、施設の老朽化や周辺の荒廃も進んでいることから、このまま放置しておくことは安全面からも問題があるため、施設の早期撤去に向けた事務を進める。

【本年度の指示事項】

- (1) 個々の事業についても、青少年人権教育事業の趣旨を講師と共有し、教材の工夫等に努めること。
- (2) 島本町いきいき・ふれあい教育事業実行委員会について、円滑な運営に努めるとともに、組織の在り方を見直すこと。
- (3) 青少年関係団体の実態把握に努め、活動が活性化するよう支援に努めること。
- (4) 「夏休みの子どもの居場所づくり事業」を始め、個別の実施事業ごとに、引き続きこれまでの取組で得た意見などを検証し、事業内容の工夫・改善に努めるなど、魅力的な事業展開に取り組むこと。
- (5) 旧町立キャンプ場の撤去に向けて、設計業務を行うこと。

点検・評価内容

令和２年度の取組状況

- (1) 青少年人権教育事業では、参加者だけでなく、各講師等に対しても各種事業を人権文化センターで実施する意義や、豊かな体験が人権意識につながることを説明することにより、認識の共有を図り、人権意識の向上に努めた。
- (2) 家庭や地域の教育力の向上を図るため、学校、保護者、各家庭を取り巻く地域の大人たちが連携するネットワークである「いきいき・ふれあい教育事業実行委員会」の運営を支援した。
また、いきいき・ふれあい教育事業実行委員会の課題として、各部会や推進委員会で部会の統合などについて検討を進めた。
- (3) 青少年活動の活性化を図るため、各関係団体と必要な連絡を取り、活動の内容や課題の把握に努めるなど、団体の運営を支援した。
- (4) 「夏休み子どもの居場所づくり事業」を始め、各事業については、学校行事や地域行事等とできる限り開催日が重ならないように事前に調整し、子どもが参加しやすい日程となるよう努めた。また、今後の事業展開に活用できるよう、各種事業においてはアンケート調査等を行い、参加者の満足度等の状況把握に努めた。
- (5) 旧町立キャンプ場施設の撤去のための設計業務は新型コロナウイルス感染症対策の予算確保に伴い、一旦実施を見送ることとなったため、引き続き敷地内の安全点検に努めた。

【青少年人権教育事業参加者数(人)】

事業名	年度	R1	R2
親子で勾玉づくり体験！(親子の交流)		139 (57 世帯) ※3 回開催	115 (49 世帯) ※3 回開催
親子でクリスマス☆イルミネーションづくり体験！(親子の交流)		中止	中止
学習支援の場		延べ1,057	延べ345
	毎週木曜日(学校の休業中は除く)	延べ845	延べ345
	夏休み学習支援の場スペシャル☆	延べ212	中止
書道教室(文字の意味から人権を学ぶ)		中止	延べ119
手話教室(手話の習得と人権を学ぶ)		延べ86	延べ77
アート教室(豊かな感性を培う)		延べ107	中止
生花教室(子育て体験交流)		延べ108	延べ75
計		延べ1,497	延べ731

※ 令和元年度は、町立人権文化センター給排水管等改修工事のため、「親子でクリスマス☆イルミネーションづくり体験」及び「書道教室」の開催を中止した。

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「親子でクリスマス☆イルミネーションづくり体験」、「夏休み学習支援の場スペシャル☆」、「アート教室」の開催を中止した。また、「学習支援の場」は令和2年3月から6月まで、「生花教室」は令和2年3月から5月まで並びに令和3年1月及び2月の開催を中止した。

【人権教育推進事業等参加者数(人)】

事業名	年度	R1	R2
識字学級		延べ87	延べ37

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年3月から6月まで並びに令和3年1月及び2月の開催を中止した。

【解放子ども会活動の参加者数(人)】

事業名	年度	R1	R2
解放子ども会活動		延べ91	延べ35

※ 児童・生徒の学習活動の推進と活動の取組の支援を行った。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年3月から6月までの活動を中止した。

【いきいき・ふれあい教育事業実行委員会】

年度	R1	R2
構成団体数(団体)	26	25
家庭教育支援部会の事業参加者数(人)	延べ606 (6校2園2所)	延べ76 (2校2所)
地域交流部会の事業参加者数(人)	延べ4,135 (6校3園2所)	中止
いきふれだより(広報紙)の発行(回)	1	中止
子ども安全・育成部会(回)	部会 4 パトロール 1	部会 3(うち書面報告 1) パトロール 1

※ 令和2年度の地域交流部会の事業といきふれだより(広報誌)の発行は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止された。

【「こども110番の家」運動登録件数(件)】

年度	R1	R2
登録件数	294	322

【青少年健全育成イベント参加者数(人)】

年度		R1	R2
事業名			
青少年健全育成大会		延べ 560	中止
成人祭	対象者数	279	265
	参加者数	233	202
	参加率 (%)	83.5	76.2

※ 令和2年度の青少年健全育成大会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止した。

評 価

- ① 青少年人権教育事業の各種事業については、自学自習の習慣付けや親子の交流を深める機会を支援することができた。
- ② いきいき・ふれあい教育事業では、2つの部会を統合したことにより、会議回数を減らすことができ、実行委員の負担軽減を図れた。
- ③ 旧町立キャンプ場における凍結防止のための給水設備の開栓・閉栓作業等維持管理に係る業務について、引き続きおおさか環状自然歩道の設備として存続するトイレを所管するにぎわい創造課に引き継ぐとともに、閉鎖後も敷地内の安全管理に努めることができた。

今後の課題

- ① 青少年人権教育事業の各種事業について、より社会のニーズにあった内容を模索する必要がある。
- ② いきいき・ふれあい教育事業では、スムーズに事業や部会が開催されるよう、事務局としてガイドの仕方や新しく発生する可能性がある課題について注視する必要がある。
- ③ 旧町立キャンプ場については、設備の撤去が完了するまでは生涯学習課が所管するため、引き続き安全管理に努めるとともに、施設の撤去に向けて必要な事務を進められるよう準備する必要がある。

【２】文化財保護の推進

令和２年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 町指定文化財の指定等を進め、これらを活用した各種事業を展開し、文化財の保護及び啓発に努めるとともに、地域の活性化を図る。
- (2) 埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での開発に伴う調査を実施し、遺跡の記録保存と保護に努める。
- (3) 歴史文化資料館を拠点に、郷土を中心とした歴史・考古・民俗等に関する資料の調査を実施し、保存に努めるとともに、展示資料の充実を図る。
- (4) 歴史文化資料館及び史跡桜井駅跡について、管理運営に支障のない範囲で、団体による使用を許可し、保存と活用の両立を図る。

【本年度の指示事項】

- (1) 新たな町指定文化財の指定等に向けて、調査・研究に取り組むこと。
- (2) 埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での調査を適切に実施し、埋蔵文化財の周知・啓発に取り組むこと。
- (3) 町制８０周年に関連した展示を行うこと。また、引き続き、子どもを対象とした民具などの体験事業を実施すること。
- (4) 歴史文化資料館及び史跡桜井駅跡について、引き続き住民交流の場及び情報発信基地としての活用に取り組むこと。ただし、施設使用許可にあたっては、一定の要件を満たす団体に限定することや必要に応じて条件を付すなど、各施設の保存と活用を両立するよう、万全を期すること。

点検・評価内容

令和２年度の取組状況

- (1) 町指定文化財等候補リストの一つである高浜地区にある「西田家文書」の調査を実施し、目録を作成した。
また、住民から寄贈を受けた郷土の歴史に係る民俗資料及び古文書等の分類・整理を進め、寄贈された資料を中心とした企画展「令和元年度 寄贈資料大集合！」を実施した。
- (2) 開発に伴い広瀬・桜井・東大寺の各地区で埋蔵文化財試掘調査及び発掘調査を実施し、島本の歴史の解明に努めるとともに、遺跡の記録保存を行った。
また、１０月３日には桜井地区の尾山遺跡の発掘調査において、鎌倉時代の池泉跡の現地説明会を開催し、２５１人の参加者があった。
- (3) 町制施行８０周年記念企画展「しまもとの記録と記憶 昭和から平成 そして令和へ」を開催し、延べ２，００９名の来館者があった。
子どもを対象とした民具などの体験事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止した。
- (4) 歴史文化資料館の展示や運営に支障のない範囲で、展示室や正面広場等を住民に提供し、歴史・文化の情報発信基地として交流・活動する場とした。
また、史跡桜井駅跡内の利用者に支障を及ぼさない範囲で、住民に史跡に親しむ場として提供した。

【土木工事等に伴う埋蔵文化財の届出受領件数(件)】

年度		R1	R2
遺跡名			
包蔵地内	水無瀬離宮跡	4	6
	源吾山遺跡	0	0
	水無瀬荘跡	9	7
	桜井遺跡	21	13
	桜井御所跡	4	4
	広瀬遺跡	49	42
	山崎西遺跡	1	3
	山崎東遺跡	1	4
	西国街道	0	0
	桜井駅跡	0	0
	御所ノ平遺跡	0	0
	越谷遺跡	1	2
	神内古墳群	0	0
	鈴谷瓦窯跡	0	0
	御所池瓦窯跡	0	0
	広瀬南遺跡	1	0
	青葉遺跡A地点	0	0
	青葉遺跡B地点	0	0
	広瀬溝田遺跡	0	0
	鈴谷遺跡	0	0
	西浦門前遺跡	0	0
	尾山遺跡	1	3
	五反田遺跡	0	0
小計		92	84
包蔵地外		64	47
合 計		156	131

【町指定文化財の一覧表】

号数	名称	指定年月日
第 1 号	「水無瀬駒 関連資料」	平成21年 4月14日
第 2 号	「神像（伝 聖徳太子七歳像）」	平成22年 4月 5日
第 3 号	「宝城庵 薬師如来立像」	平成23年 4月 1日
第 4 号	「勝幡寺 薬師如来立像」	平成24年 4月 1日
第 5 号	「勝幡寺 元三大師みくじ関係資料 一式」	平成26年 4月 1日
第 6 号	「須恵器 大甕」	平成27年 4月 1日
第 7 号	「若山神社 絵馬」	平成30年 1月15日

【歴史文化資料館入館者数(人)】

年度 行事名	R1	R2
展示	9,095	9,536
講演会	260	中止
コンサート	604	中止
小学生民具体験講座	314	中止
その他の催物	17	中止
合 計	10,290	9,536

※ 令和2年3月4日から5月22日まで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため臨時休館した。臨時休館の影響及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、講演会、コンサート、小学生民具体験講座、その他の催物は中止した。

【歴史文化資料館企画展の内容と入館者数(人)】

企画展名	開催日数	延べ入館者数
「令和元年度 寄贈資料大集合！」展	32	602
「町内発掘調査成果速報」展	41	895
町制施行80周年記念企画展 「しまもとの記録と記憶 昭和から平成 そして令和へ」	47	2,009
「むかしの道具」展	35	1,896
合 計	155	5,402

【地域伝統文化活性化事業(人)】 (主催：島本町「水無瀬駒」による地域活性化事業実行委員会)

事業名	R1	R2
「水無瀬駒 関連資料」実物展示	23	中止
伝統文化 将棋教室	延べ171	中止
小・中学生等将棋大会	27	中止
合 計	延べ221	

※ 令和2年度は新型コロナウイルスの感染症の拡大防止のため中止された。

評 価

- ① 町指定文化財等候補リスト「西田家文書」の目録を作成したことにより、「西田家文書」の内容の大まかな把握をすることができた。今後、「西田家文書」を古文書講座や歴史文化資料館の企画展に活用することが容易になった。
- ② 水無瀬離宮跡1件、桜井遺跡1件、尾山遺跡1件、広瀬遺跡2件、水無瀬荘跡1件、埋蔵文化財包蔵地外1件の計7件の試掘調査、五反田遺跡1件、水無瀬離宮跡1件、尾山遺跡1件、広瀬遺跡1件の計4件の発掘調査を実施し、適切に埋蔵文化財の記録保存を行った。
- ③ 町政施行80周年記念企画展「しまもとの記録と記憶 昭和から平成 そして令和へ」では、多くの写真パネル展示を行い、展示している写真に関する思い出を来館者が付箋に記載し、貼っていく参加型の展示方法を実施した。これにより、展示物に来館者が把握している情報が反映され、多くの情報を共有することができた。
- ④ 島本町農業振興団体協議会による「朝市」の開催、「島本の森と水と健康を考える会」の体験活動等、正面広場を交流・活動の場として提供した。

今後の課題

- ① 町内の考古・美術工芸品・古文書・民俗資料等の悉皆調査を進める必要がある。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施できなかった聞き取り調査の再開や方法についても、検討していく必要がある。

- ② 世代交代等により伝統的な建造物の取壊し等が行われていることから、これらが滅失する前に、適切に記録保存を実施する必要がある。

【３】生涯学習活動の推進**令和２年度教育・保育重点目標の内容****【重点目標】**

- (1) 各種事業において、参加者の満足度や具体的な成果がわかるようアンケート調査等を実施し、住民ニーズに対応した、生涯学習活動の充実を図る。
- (2) 生涯学習の推進を全庁で共有し、各部局の所管事業を住民が身近に理解できるよう、シニア世代学級（旧年長者学級）において取り上げるなど、学習内容の見直しを図る。
- (3) 生涯学習関係団体や各種教室等に関する情報提供を積極的に行い、住民による学習機会の充実を図る。
- (4) 学習活動により、文化の推進を主体的に担える人材育成に努め、各種教室等の修了者が団体づくりを図れるよう支援し、かつ団体の育成に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 各種教室等について、対象となる世代への情報提供の工夫・改善及び生涯学習機会提供の拡充を図り、受講対象者の見直しに取り組むこと。
- (2) シニア世代学級（旧年長者学級）は、その時代にふさわしい社会的能力の向上や世代間の交流を果たすための継続的な学習を目的としていることから、参加者ニーズを検証しつつ、他部局で実施している事業の活用なども検討し、引き続き学習内容の見直しに取り組むこと。
- (3) 住民への情報提供機会の拡充を図り、各団体における広報活動の奨励に取り組むこと。
- (4) 生涯学習関係団体への加入や設立について、引き続き各種教室等の修了者に対する支援を中心に、積極的に取り組むこと。

点検・評価内容**令和２年度の取組状況**

- (1) 新規事業である「ポーセラーツ教室」を開講し、既存の受講生にとどまらず、より多くの住民に対し、生涯学習機会を提供できるよう努めた。また、古文書講座において、従来の往復はがきに加え、町ホームページ内のWEBフォームによる受付を導入し、情報提供及び生涯学習活動への参加機会の拡充に努めた。
- (2) 「シニア世代学級（旧年長者学級）」において、各部局で行っている事業について、住民が身近に理解できるものや、時世にあった内容（近畿財務局による金融講座等）を開催できるよう、過去の開催内容を見直し、開催準備を行った（新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止した。）。
- (3) 生涯学習関係団体及び文化教室の紹介冊子を作成し、生涯学習課窓口にて利用するため設置することで、生涯学習活動への参加機会の拡充に努めた。
- (4) 「初めての絵画教室」修了生が、引き続き同じような活動ができるよう、生涯学習関係団体「ランディ絵画教室」への加入に向けて、修了生と加入方法や手続について話し合いを行うなどの支援に努めた。

【講座教室延べ参加者数(人)】

事業名	場所・年度	場所	R1	R2
陶芸教室		ふれあいセンター	777	648
民謡教室			207	中止
プリザーブドフラワー教室			122	
初めての絵画教室			125	91
ポーセラーツ教室 (令和2年度新規事業)				24
小学生英語教室			236	282
シニア世代学級(旧年長者学級)			345	中止
おおさかふみんネット (三島ブロック連続講座)			102	中止
古文書講座			73	35
少年少女和太鼓教室			第三小学校 生涯学習課活動室	210
和太鼓教室(青年の部)		164		23
和太鼓教室(一般の部)		404		153
計			2,765	1431

※ 自主的に運営可能な教室等については、自主活動を行う生涯学習関係団体に移行できるよう支援を行う。令和元年度をもってプリザーブドフラワー教室が生涯学習関係団体に移行した。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年3月から6月までの全ての教室、また、年間を通して民謡教室、シニア世代学級(旧年長者学級)、おおさかふみんネットを中止した。

※ 和太鼓教室(青年の部)は、講師判断により自主休講が続いた。

※ 和太鼓教室(一般の部)は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、1日当たりの受講生を半分に分けた。なお、少年少女和太鼓教室は、同じ観点から、1日の活動時間を半分に分けることで密を避けた。

【文化祭参加者数(人)】(主催：島本町文化祭事業実行委員会)

事業名	場所・年度	場所	R1	R2
島本町文化祭		ふれあいセンター、史跡 桜井駅跡、町立体育館 (令和元年度のみ)	延べ9,900	中止

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止された。

評 価

- ① 文化教室において、新たな受講生を獲得し、より多くの住民に対し生涯学習機会を提供するため、新規文化教室「ポーセラーツ」を開講した。
- ② 古文書講座において、従来、往復はがきのみの受付だったところを、往復はがきに加え、町ホームページ内のWEBフォームによる受付を導入した。それにより、例年は2割程度が新規であるところ、半数以上が過去同講座の受講経験のない新規受講生となり、より多くの町民に対し生涯学習機会を提供することにつながった。

今後の課題

- ① 既存の文化教室において、受講生に対し無料で開講しているものもあるが、講師謝礼や物品の修繕費において支出が発生しているため、集金方法と併せ、改善していく必要がある。
- ② より多くの住民が生涯学習活動へ参加していくため、生涯学習関係団体や町主催の文化教室の紹介冊子を作成し、各団体の連絡先の記載やホームページ上での公開等、情報提供機会の拡充に努めていく必要がある。

【４】図書館サービスの推進**令和２年度教育・保育重点目標の内容****【重点目標】**

- (1) 「島本町子ども読書活動推進のための方針」に基づき、関係機関と連携し、読書活動の推進を図る。
- (2) 様々な方に来館いただけるようホームページ等を活用し、図書の紹介や各種イベント情報などを積極的に利用者へ配信していく。
- (3) 北摂地区における公立図書館の広域利用について、円滑な運営に努める。
- (4) 除籍図書などの有効活用について検討する。

【本年度の指示事項】

- (1) 「島本町子ども読書活動推進のための方針」に基づき、学校・家庭・地域の連携による状況の変化に対応した読書環境づくりに努め、読書活動の推進を図ること。
- (2) 町立図書館に関する情報について、様々な媒体を活用し、配信の充実に努めること。
- (3) 図書館の広域利用について、他市町相互の連携のもと、円滑な運営に努めること。
- (4) 除籍図書や寄贈図書などを販売するなど、歳入手段として活用するための検討を進めること。

点検・評価内容**令和２年度の取組状況**

- (1) 「島本町子ども読書活動推進のための方針」に基づき、学校図書館専任職員連絡会へ参加し、学校図書館における活動内容の情報収集や、町立図書館で行う事業の参加協力依頼等を行い、読書活動の推進を図った。
また、ボランティア活動の場として、コロナ禍であることから人数を制限し、また、時間を短縮の上、定期的に図書館内で「おはなしかい」、「わくわくかみしばい」を開催したほか、修理ボランティアの方々の協力による図書・雑誌の修理を定期的（月１回・第１水曜日）に実施した。
- (2) ホームページに加え、フェイスブック等を活用し、コロナ禍における図書館の対応状況や提供できるサービス内容を発信し、図書館を身近に利用できるように努めた。
- (3) 平成２９年７月から北摂７市３町（豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、豊能町、能勢町、島本町）の公立図書館において開始となった広域利用について、円滑な推進を図った。
- (4) 不用資料の売却を行い、歳入の確保に努めた。また、図書館や歴史文化資料館、人権文化センターの入口付近に「リサイクル・ブックコーナー」を設け、図書館で使用しなくなった図書等を来館者が自由に持ち帰られるよう、図書のリサイクルに努めた。

【蔵書数(点)】

年度		R1	R2
蔵書累計		104,548	106,253
受入数	購入数	4,762	4,543
	寄贈数	334	474
	計	5,096	5,017

※ 蔵書能力(約１０万点)等の制約があるが、適切で新鮮な資料の収集と提供を図っている。

【入館者及び貸出点数】

年度	R1	R2
入館者数(人)	125,085	97,588
貸出点数(点)	304,026	277,197
貸出点数／入館者(点)	2.4	2.8
貸出点数／人口(点)	9.6	8.7
人口(4月1日)	31,774	31,937

※ 入館者1人当たりの貸出点数＝各年度の貸出点数／各年度の入館者数

※ 人口1人当たりの貸出点数＝各年度の貸出点数／各年度末の翌日(4月1日)人口

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年4月13日までは閲覧及び書架への立入りを停止するなど利用制限を実施の上開館、4月14日から5月22日までは臨時休館、5月23日から館内の滞在時間を30分までにする等の制限を設けて開館した。

【登録者数】

年度	R1	R2
登録者数(人)	12,444	13,285
うち15歳以下(人)	2,382	2,430
貸出点数／登録者(点)	24.4	20.9
登録者／人口(%)	39.2	41.6
人口(4月1日)	31,774	31,937

※ 登録者1人当たりの貸出点数＝各年度の貸出点数／各年度末の登録者数

※ 人口に占める登録者の割合＝各年度末の登録者数／各年度末の翌日(4月1日)人口

【予約受付数】

年度	R1	R2
件数(件)	31,217	38,214
予約点数／登録者(点)	2.5	2.9

※ 登録者1人当たり予約点数＝各年度の予約受付件数／各年度末の登録者数

【幼児・児童向け事業延べ参加者数(人)】

	場所	R1	R2
おはなしかい	町立図書館	808	307
わくわくかみしばい		117	52
おはなしかいスペシャル(はる・あき)		120	中止
図書館たんけんクイズ2020			131
ぬいぐるみのおとまりかい			10

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年2月26日から9月末日までの「おはなしかい」、「わくわくかみしばい」及び「おはなしかいスペシャル」は中止

【小学校及び各種団体への貸出状況】

年度	R1	R2
団体貸出数(点)	7,594	4,771
団体数(団体)	148	145

【北摂地区広域利用状況（令和３年３月３１日現在）】

	島本町が他市町利用者へ 貸し出したもの				島本町利用者が他市町から 借り受けたもの			
	R1		R2		R1		R2	
	人	冊	人	冊	人	冊	人	冊
高槻市	2,226	8,302	2,069	7,881	1,448	3,464	903	2,447
茨木市	28	114	21	90	176	705	112	421
摂津市	3	8	1	1	13	18	5	10
吹田市	5	14	0	0	6	13	12	57
豊中市	7	16	0	0	2	10	0	0
池田市	0	0	0	0	0	0	1	1
箕面市	0	0	0	0	1	3	0	0
能勢町	0	0	0	0	0	0	0	0
豊能町	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	2,269	8,454	2,091	7,972	1,646	4,213	1,033	2,936

評 価

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため年度当初は臨時休館していたが、その期間中においては、新規の予約受付、図書の返却、予約資料の受渡しや配達等、町民に寄り添った対応を実施した。
- ② 時節に合わせた面展の設置や飾り付けを行い、利用者が読みやすく、選書しやすい館内環境づくりに努めた。
- ③ 不用資料のリサイクルを進めるため、図書館や歴史文化資料館、人権文化センターに、自由に持ち帰ることができるよう「リサイクル・ブックコーナー」を設置するとともに、歳入の確保のため売却を実施した。

今後の課題

- ① 新型コロナウイルス感染拡大防止の施策について、国等の動向を注視し、適切に対応していく必要がある。
- ② コロナ禍で「おうち時間」が増える中、利用者が選書しやすい環境づくりに努める必要がある。
- ③ 不用資料の活用を図るため、コロナ禍のため「リサイクル・ブックフェア」が実施できないことも想定し、「リサイクル・ブックコーナー」の増設や売却を進めていく必要がある。

【５】スポーツ活動の推進**令和２年度教育・保育重点目標の内容****【重点目標】**

- (1) ニュースポーツについて、広く住民へ周知を図り、普及に努める。
- (2) 町立体育館の整備について、町財政との整合性を図りつつ、検討を図る。
- (3) 各小中学校における工事に伴う学校教育施設一般開放の使用制限について、調整を図る。
- (4) スポーツ施設や備品等について、適切な維持管理に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) ニュースポーツを周知するため、定期的に体験教室を開催するとともに、ＰＴＡ行事への協力等により、ニュースポーツの普及に取り組むこと。
- (2) 町立体育館の今後の方向性について、役場庁舎の耐震化など優先課題の進捗状況を踏まえ、町財政との整合性を図りながら、民間活力の導入や他自治体の状況なども踏まえ、検討を進めること。
- (3) 各小中学校における工事期間等について、学校教育施設一般開放により使用するものへ周知すること。
- (4) 町立体育館のトレーニングルームの機器や体育室の備品を計画的に更新するとともに、体育室等の維持・補修に努めること。

点検・評価内容**令和２年度の実施状況**

- (1) スポーツ推進委員が委員間での研修を行うことで、競技能力向上に努めるとともに、定期的な体験教室を開催し、町内でのニュースポーツ普及に努めた。また、町主催のスポーツ教室においても、ニュースポーツのダブルダッチ教室を開催した。
- (2) 他自治体での、体育館新設における事業費や補助金、ＰＦＩの活用事例等を調査した。また、コンサルタント会社など専門業者へのヒアリングを行った。
- (3) 第一小学校屋上防水工事及び第三小学校Ａ棟建替工事に伴い、工事期間中の学校開放事業利用者に来場制限等について周知を図った。
- (4) スポーツ施設や備品等について、利用者が安全に使用できるよう適切な維持管理に努めた。令和２年度においては、町立体育館第１体育室の床の凹凸箇所の修繕を行った。

【生涯スポーツ振興事業参加者数（人）】（主催：町民スポーツ実行委員会）

事業名 \ 年度	R1	R2
町民スポーツ祭	中止	中止
スポーツレクリエーション祭	中止	中止

※ 町民スポーツ祭は、令和元年度は当日早朝の降雨によりグラウンド状態不良のため、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止された。

※ スポーツレクリエーション祭は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止された。

【生涯スポーツ振興事業参加者数（人）】

事業名 \ 年度	R1	R2
夜間ウォーキング	中止	中止

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止した。

【スポーツ教室延べ参加者数(人)】

事業名 \ 年度	R1	R2
ダブルダッチ	829	611
ソフトバレーボール	274	329
バドミントン	363	243
ヨガ	245	131
ジュニアテニス	580	475
水泳	620	中止
計	2,911	1,789

※ 令和2年度の水泳教室は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、各小中学校の水泳の授業が中止されたことに伴い中止した。

【総合型地域スポーツクラブ しもとバンブークラブ会員数・教室数】

年度	R1	R2
会員数(人)	378	189
種目数(個)	22	21
教室数(個)	32	29

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、施設の使用中止等により会員数等が減少した。

【町立体育館利用者数】

施設名	年度	R1	R2
第1体育室	件数(件)	1,088	994
	人数(人)	18,414	15,342
第2体育室	件数(件)	1,082	972
	人数(人)	11,588	9,478
第3体育室	件数(件)	1,098	921
	人数(人)	12,209	10,061
トレーニングルーム	件数(件)	21,494	11,873
	人数(人)	21,494	11,873
研修室	件数(件)	118	45
	人数(人)	1,486	383
計	件数(件)	24,880	14,805
	人数(人)	65,191	47,137

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年3月4日から4月3日まで、既に使用申請済みのものは使用可としたが、自粛要請した。

※ 令和2年4月4日から5月24日まで使用を中止した(うち、トレーニングルームは、6月18日まで使用を中止した。それ以降は、使用時間や人数に制限を設けて再開した。)

【学校教育施設利用者数】

○体育館

施設名	年度	R1	R2
第一小学校	件数 (件)	330	323
	人数 (人)	6,377	5,313
第二小学校	件数 (件)	263	283
	人数 (人)	4,929	5,133
第三小学校	件数 (件)	450	326
	人数 (人)	10,378	6,100
第四小学校	件数 (件)	616	561
	人数 (人)	11,571	9,642
第一中学校	件数 (件)	485	401
	人数 (人)	15,185	8,533
第二中学校	件数 (件)	274	230
	人数 (人)	5,222	2,690
計	件数 (件)	2,418	2,124
	人数 (人)	53,662	37,411

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年3月25日から4月1日まで、既に使用申請済みのものは使用可としたが、自粛要請した。

※ 小学校体育館は、令和2年4月2日から5月24日まで使用を中止した。

※ 中学校体育館は、令和2年4月2日から6月14日まで使用を中止した。

○グラウンド

施設名	年度	R1	R2
第一小学校	件数 (件)	46	6
	人数 (人)	1,275	175
第二小学校	件数 (件)	68	104
	人数 (人)	2,655	4,456
第三小学校	件数 (件)	64	0
	人数 (人)	2,589	0
第四小学校	件数 (件)	108	122
	人数 (人)	4,664	5,425
第一中学校	件数 (件)	58	70
	人数 (人)	8,070	4,480
第二中学校	件数 (件)	44	58
	人数 (人)	1,502	2,197
計	件数 (件)	388	360
	人数 (人)	20,755	16,733

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年3月25日から4月1日まで、既に使用申請済みのものは使用可としたが、自粛要請した。また、令和2年4月2日及び3日並びに同月8日から5月15日まで使用を中止した。

※ 第三小学校は、A棟建替工事に伴うグラウンドへの仮設校舎の設置により、制限付きの施設使用となった。

【テニスコート利用者数】

施設名	年度	R1	R2
東大寺公園 テニスコート	件数（件）	1,890	1,884
	人数（人）	16,374	17,330
第二中学校 テニスコート	件数（件）	532	617
	人数（人）	3,074	3,791
計	件数（件）	2,422	2,501
	人数（人）	19,448	21,121

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、東大寺公園テニスコートは、令和2年3月4日から4月3日まで、既に使用申請済みのものは使用可としたが、自粛要請した。また、令和2年4月8日から5月15日まで使用を中止した。

※ 第二中学校テニスコートは、3月25日から4月1日まで、既に使用申請済みのものは使用可としたが自粛要請した。また、令和2年4月2日及び3日並びに同月8日から5月15日まで使用を中止した。

【水無瀬川緑地公園スポーツ広場利用者数】

年度	R1	R2
件数（件）	281	246
人数（人）	32,159	20,282

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年3月4日から4月3日まで、既に使用申請済みのものは使用可としたが、自粛要請した。

※ 令和2年4月8日から5月15日まで使用を中止した。

評価

- ① スポーツ推進委員が委員間で研修を行うことで、競技能力向上に努め、地域に還元することができた。
- ② 町立体育館トレーニング室内の機器や館内の設備の計画的な修繕が図れた。

今後の課題

- ① 平成28年度の町立体育館耐震診断業務の結果を踏まえ、役場庁舎の耐震化など優先課題の進捗状況や町財政との整合性を図りながら、民間活力の導入や他自治体の状況などを調査し、今後の町立体育館の在り方について検討する必要がある。また、他のスポーツ施設についても老朽化が進んでいるため、今後の対応について早急に検討する必要がある。
- ② 町内のスポーツ活動の推進のため、各種スポーツ関係団体への情報提供や団体間での連絡調整の場の提供などの支援に努める必要がある。